

てや、剛柔輕重、遲疾動靜、亦各其性に隨つて殊なり、唯下愚は移らず、故に曰く、民は之れに由らしむべし、之れを知らしむべからず、故に氣質は變すべからかず、聖人は至るべからず、云云、先王の教は、詩書禮樂、辟へば和風甘雨の萬物を長養するが如し、萬物の品、殊なりと雖も、其養ふて以て長ずるを得る者、皆然り、竹は之れを得て以て竹を成し、木は之れを得て以て木を成し、草は之れを得て以て草を成し、穀は之れを得て以て穀を成し、其成るに及んでや、以て宮室衣服飲食の用に供して乏しからず、猶ほ人、先王の教を得て、以て其材を成し、以て六官九官の用に供するのみ、其所謂善を習ふて善なるは、亦其養を得て、以て材を成すをいふ、これを豊年の穀の食ふべきに辟ふ、惡を習ふて惡なるは、亦其養を失ふて、以て成さざるをいふ、これを凶歳の糝の食ふべからざるに辟ふ、則ち何ぞ必ずしも、其氣質を變じて、以て聖人に至らんや、是れより更に一轉して、宋儒及び仁齋を排斥して曰く、宋儒、聖人の教に循はずして、妄意、聖人たらんことを求む、又先王の妙

を知らず、乃ちこれを其臆に取り、持敬窮理、天理を擴め、人欲を去る、種々の工夫を造作し、遂に以て其本然、氣質の説を立つるのみ、仁齋先生、活物死物の説、誠に千歳の卓識なり、祇未だ先王の教を知らず、區々として孟子争辯の言を守り、以て學問の法となす、故に其言終に、未だ明喑ならざるもの、豈に惜しからずや、

徂徠の氣燄、是に至りて大に揚がれり、東洋に於て、氣質不變化の説を唱へ、出だしたるは、實に徂徠を以て嚆矢となす、其氣燄の大に揚がれるもの、亦宜ならずや、然れども、彼れが言ふ所の氣質不變化は、決して絶對的のものにあらず、何故なれば、彼れは人の性を以て善く移るものとせり、善く移ると變化と何等の差異かある、唯言葉の同じからざるのみ、善く移るは、即ち變化なり、善を習ふて善に移り、惡を習ふて惡に移るとせば、少くも道德の點に於ては、氣質の變化を認容するものなり、然れども、剛柔輕重、遲疾動靜は、得て變ずべからずとするが故に、宋儒とは大に其見解を異にし、氣質の改造し得られざることを意味せり、徂徠の此思想は

或は荀子より得來たりたるものならんか、荀子人の性を惡なりとし、其善なるを以て反りて偽なりとせり、故に荀子にありては、人の性の惡は變化すること能はず、唯禮義によりて、之れを制するあるのみ、性惡篇に云く、

凡そ性なるものは、天の就なり、學ぶべからず、事すべからず、

と、此れに由りて之れを觀れば、氣質不變化の説は、荀子に淵源すること疑なし、然れども、荀子の主張する所、寧ろ他にありて、此に、あらず、是れ徂徠が此説に關して、首唱者の榮を負ふ所以なり、西洋にありては、シヨペ

ンハウエル氏氣質不變化の説を主張し、論じて曰く、
人の氣質は持久的なり、彼れは全生命を通じて異なる所なし、云々、人は決して變化せず、彼れが一の場合に於て行動せしが、如く、全く同様の境遇に際して、必ず復た然かく行動するならん、(Die Freiheit des Willens)

ニーチェ氏は氣質の不變化は絶對的のものにあらざること論ぜり、其

言に云く、

氣質は變化せずといふことは、嚴密なる意味に於て、眞誠ならず、此持て囃されたる句(氣質を不變化的)は、寧ろ單に一個人の短生涯中には働き掛くる新規の動機が大抵幾千年間鏤刻されたる特色を滅却する程十分に深透ならざる位を意味するなり、若し茲に八萬歳の人ありと假定せば、則ち彼れに絶對的に變化すべき氣質ありて存するものとせん、是に於て種々なる個人の内包が次第に彼れより發展し來たとすべけん、人的生命の短きことが、人の性質に就いて、幾多の謬見を生ぜしめたり、(Menschliches, Allzumenschliches.)

ニーチェ氏は畢竟氣質を以て變化的のものとするなり、ゾント氏の如きは、氣質を経験的のものと可想的の者との二種に分ち、後者は不變化的にして、前者は變化的なりと斷定せり、(Ethik, S. 479.)ゾント氏の論最も是に近しといふべきなり、徂徠の氣質不變化の説、今日より之れを觀れば、毫も珍とするに足らざれども、當時にありて之れを唱道したる識見

と勇氣とは稱揚せざらんと欲するも、能はざるなり、又其説のシヨペハ、
ハウエル氏と同一轍に出づるもの、眞に奇異なる暗合といふべきなり、

(五) 正邪の標準

凡そ道德を論ずるには、正邪の標準を立てざるべからず、然らざれば假令ひ千言萬語を費やすも、其據りて正うする所なきなり、然るに古來和漢の學者にして、道德を論ずるもの、多くは正邪の標準を立つるの要を知らざるが如し、獨り徂徠は分明に正邪の標準を立つ、其言に云く、
正は邪の反、先王の道に循ふ、是れを正といふ、先王の道に循はざる、是れを邪といふ、邪謀邪説の如き、以て見るべきのみ、己れを規矩準繩に辟ふ、正うするを爲す所以の器なり、規に循へば圓なるもの正しく、矩に循へば方なるもの正しく、準繩に循へば平直なるもの正しく、先王の道は規矩準繩なり、故に先王の道に循つて而して、後正しとなす、(辨名上)

と、此れに由りて之れ觀れば、彼れ先王の道を以て正邪の標準とせり、凡

そ○正○邪○は○先○王○の○道○に○從○ふ○と○否○と○に○よ○り○て○定○ま○る○其○先○王○の○道○と○い○ふ○は○
他○な○し○禮○樂○な○り○彼○れ○一○轉○し○て○宋○儒○の○標○準○な○き○を○攻○撃○し○て○曰○く、

後○世○理○學○興○り○先○王○の○禮○を○舍○て○理○を○以○て○之○れ○を○言○ふ○理○を○以○て○之○れ○
を○言○ふ○も○の○其○臆○に○取○る○の○み○其○臆○に○取○る○を○正○し○と○せ○ば○是○れ○人○自○ら○正○
し○と○な○す○妄○と○い○ふ○べし、(同上)

徂徠は正邪の標準を客觀的に立つ、故に宋儒の主觀的考察と相容れず、
乃ち其道德に就いて斷定する所を悉く臆測に出づるとなすなり、然れども彼れが善惡に關する見解は亦差之れと齟齬する所あるに似たり、
其言に云く、

善は惡の反、泛く之れを言ふものなり、其解孟子に見ゆ、曰く、欲すべき
之れを善といふ、先王の道にあらずと雖も、凡そ以て人を利し、民を救
ふべきもの、皆之れを善といふ、是れ衆人の欲する所なるが故なり、云

云(同上)

此れに由りて之れを觀れば、善惡の標準は即ち利益にして、必ずしも先

王の道に従ふと否とに拘はらざるなり、是れ前に先王の道を以て正邪の標準とすると其旨意遂に整合せざるなり、且つ彼れが「凡そ以て人を利し民を救ふべきもの、皆之れを善といふ」といふを以て之れを觀れば、彼れは功利主義を懐くものにて、即ち個人の徳性よりは、寧ろ社會の公利公益を主とするものなり、尾藤二洲曾て徂徠を論じて曰く、彼れは聖門の學者にあらず、功利のみ事とせる者なり、孫子を好みて國字解を作れるは、其本志の注ぐ所なり、管晏を崇びて、霸は王の未だ成らぬなりといひ、孟子の王霸を辨せるは、先王の道を知らぬなりといへる類みな其本意の所在を見るべし、と眞に然り、徂徠は全く功利主義を懐くものにて、孔孟の徒といはんよりは、反りて管商の徒に近しいふべきが如し、而して彼れが先王の道を尊崇するも、亦其利用厚生の點にあること疑なきなり、是故に彼れが仁齋に於けるは、陳龍川が朱子に於けると、其關係甚だ相似たるものあるを知るべきなり、

(六) 天命の説

徂徠は天命に一任する處に安心立命の境界を得たり、其言に云く、其人智人力のといき不申場にては、天命に打ち任せ候より、外更に他事無御座候是故に、勇怯の根本と申候は、天命を知ると知らぬとに、落着仕候事にて御座候、(答問書上)

と、乃ち天命を知れば、勇氣生じ、天命を知らざれば、安心なり難しとの意なり、又云く、

天命に明かに候へば、一○天○下○の○事○に○心○を○動○か○し○申○候○儀○は○無○御○座○候○(同上)

唯、天命は人力を以て之れを奈何ともすること能はず、故に之れに一任するより外なし、然れども天を敬し、天を禱り、天道の助を俟つべしとせり、其言に云く、

聖○人○の○道○は○天○を○敬○し○祖○宗○を○敬○し○候○事○を○本○と○致○し○候○(答問書中)
又云く、

天を御敬ひ候ふて過を改め徳を修むるに若くは無御座候聖人の教の外に別に祈禱の法は有間敷候(同上)

尙ほ徂徠は天を敬するは聖門の第一義にして學問上最も重大なる事件なりとせり乃ち論じて曰く、

聖人の道六經載する所皆天を敬するに歸せざるものなし是れ聖門の第一義なり學者先づ斯義を識りて而して後聖人の道得て言ふべきのみ(辨名下)

是に至りて徂徠の見解は殆んど宗教と類似するものあり殊に彼れは天を以て知るべからざるものとせり知るべからざるものを以て道德の根柢となすこと宗教と同一轍に出づといふべきなり

第三 學問論

徂徠の學問は宋儒及び仁齋の如く己れが知力によりて道德上の事を攻究し以て身を修め行を正うすることを主とせずして獨り先王の道を學ぶことを主とせり然るに先王の道は詩書禮樂にありとするが故

に詩書禮樂を學ぶを以て唯一の學問とせり其言に云く、

學は先王の道を學ぶを謂ふなり先王の道は詩書禮樂にあり故に學の方亦詩書禮樂を學ぶのみ是れ之れを四教といひ又之れを四術といふ詩書は義の府なり禮樂は徳の則なり徳は己れを立つる所以なり義は政に従ふ所以なり故に詩書禮樂は以て士を造るに足る(辨名下)

徂徠は又先王の道を以て民を安んずる所以のものにして其要は仁にありとし之れを學ぶは徳を我れに成す所以なりとせり其言に云く、先王の道は民を安んずる所以なり故に先王の道を學んで而して其然る所以を知らざれば學得て成すべからず故に孔門の教必ず仁による苟も其心常に先王安民の徳により造次にも是に於てし顛沛にも是に於てし終食の間も敢て之れと離れざれば徳の成るや速にして以て先王の心を達すべきなり然りと雖も先王安民の徳大なり故に孔門の教又必ず中庸による所謂孝弟忠信是れなり(同上)

又云く、

孔門の教仁によるを以て徳を成すの要となす云云故に孔門の教又孝悌忠信を以て進徳の本となす是を以て千萬世の後と雖も聖人の道を學ぶもの必ず詩書禮樂を以て本業となし以て仁と中庸により其徳を成さんことを求む則ち亦先王孔子の教に畔かずとなすのみ(同上)

此れに由りて之れを觀れば徂徠の學問は矢張宋儒及び仁齋と同じく道德を對象とするものなり唯道德の意義異なるのみ故に

學は先王の道を學んで以て徳を己れに成さんことを求むのみ故に道德の外豈に它あらんや(同上)

といへり然れども宋儒及び仁齋の如く直に反省考察して道德を内界に得んとするにあらず

近世叢語卷之八に云く、

物徂徠曰く世儒理に酔ひ道德仁義天理人欲口を衝いて以て發す手

之れを聞く毎に便ち嘔噦を生ず乃ち琴を彈じ笙を吹く否らざれば則ち關々たる睚鳩以て其穢を洗ふ是に於て柳下惠の及ぶべからざるを愧づるのみ

乃ち知るべし道德を談ずるは其本色にあらずるを彼れは寧ろ己れが知力を置き卑々然として膝を屈し先王の道を學び此れに由りて身を立てんと欲するものなり彼れ論じて曰く、

學問の道聖人を信ずるを以て先きとなす蓋し聖人知大に仁至る而して其思深遠なり其人を教ふるの法國を治むるの術を立つる所皆迂遠にして人情に近からざるが若きものありて存す乃ち後儒好んで自ら其智を用ひて聖人の深からざるを信ず故に其意謂く上古の法今世の宜に合はず遂に別に居敬窮理主靜致良知種々の目を立つ是れ其私智淺見のなす所のみ殊に知らず道古今なく一なり設使ひ聖人の教今世の宜に合はざるも亦聖人にあらず故に學者苟も能く一意聖人の教に遵ひ之れを習ふこと久しく之れと化して而して後

能く聖人の教萬世に亘りて得て易ふべからざる者あるを見る(同上)

此の如くなれば、徂徠の學問は殆んど宗教に類せり、宗教として自由討究を許さざる、オルソドクス(即ち正教派)に匹似す、己れが知力は毫も頼むに足らずとして、専ら聖人を盲信することを懲慙するが如き、抑又己れが知力を侮るの甚しきものといふべし、其言に云く、

夫れ聖人の教は至れり、豈に能く勝ちて之れに上らんや、凡そ聖人の言はざる所のものは、迺ち當に言はざるべき所の者のみ、若し當に言ふべき所のものあらば、則ち先王孔子既に己に之れを言ふ、豈に未だ發せざるものありて、後人を待たんや、亦思はざるのみ(辨道)

徂徠が先王孔子を過信すること、是に至りて極まれりといふべし、先王孔子が當に言ふべき所を言ひ盡くせりとせば、學問の進歩、杯といふことは有り得べからざる事なり、徂徠は其性の豪膽なるに拘けらず、知的探究の一點に關しては、甚しく卑屈に陥れり、是故に彼れは哲學的考察の開導に助力せずして、寧ろ之れを沮礙し、人を驅りて文藝若くは考證

に赴かしめたり、彼れ更に斷言して曰く、

大氏後儒一物の識らざるを以て恥となす、殊に知らず古の所謂知とは、仁を知るを貴ぶなり、孔子未だ嘗て知を好むを以て教となさず、今の學者當に古言を識るを以て要となすべし、古言を識らんと欲せば、古文辭を學ぶに至らざれば、能はざるなり(同上)

孔子は情的道德を以て人を薰化せしものにて、曾て知的探究を務めざりき、然れども其知的探究を務めざりしは、寧ろ其短處なるのみ、孔子が知的探究を務めざりしといふを以て、總べて知識を排斥するが如き、無謀も亦甚しといふべし、然れども徂徠は之れを敢てし、己れを愚にし、併せて人を愚にせんとせり、

彼れ又窮理の弊を排して曰く、

理やは窮りなきものなり、天下の事理を以て之れを言は、言ふべからざることあるなし、是れ諸子百家の由りて興る所なり、故に古聖人能く其必ず是の若くなるを知る、而して未だ嘗て人に教ふるに理を

以てせざるもの、其思深遠なりといふべし、與、藪震菴書

苟も理を論ずれば、其争止まず、諸子百家従つて興らざるを得ず、然れども、是れ毫も憂ふべきことにあらず、何んとなれば、此の如くならざれば、智識の發展期し得べからざればなり、ソクラテスの孔子に比して、迥に知的探究の精神に富めりしことが、やがて深遠なる哲學諸派を惹起する本源となりしを思は、理を論ずることの如何に徳を修むると共に、人生に必要なるかは、復た辨を費やすを須ひざるなり、假令ひ彼れ、

學問の道は、思ふを貴ぶ、思ふの時に方りて、老佛の言と雖も、皆吾助とするに足る、何ぞ況や宋儒及び諸家の説をや、同上

といふも、彼れが學問は先王の道を學ぶを以て主とするが故に力を詩書禮樂に用ふるのみ、詩書禮樂は先王の道の存する所なればなり、詩書禮樂を攻究せんには、古書を讀まざるべからず、古書を讀んで能く之れを了解せんには、古文辭を識らざるべからず、此れ古文辭學の必然に相伴ふて起る所以なり、彼れ乃ち論じて曰く、

讀書の道、古文辭を識り、古言を識るを以て先きとなす、宋の諸老先生の如き、其稟質聰敏、操志高邁、豈に漢唐諸儒の能く及ぶ所ならんや、然れども、韓柳出で、よりして、後、文辭大に變ず、而して、言、古今殊なり、諸先生、其後に生まれ、今文を以て、古文を視、今言を以て、古言を視、故に其心を用ふる、勤むと雖も、卒に未だ古の道を得ざるもの、職として、此れに之れ由る、明の滄溟先生に及んで、始めて古文辭を倡ふ、而して士頗る能く古書を讀み、後世の書を讀むが如きもの、亦之れあり、祇其志す所僅に丘明子長の間にありて、而して六經に及ばず、豈に惜からずや、然れども、苟も能く其教に遵つて、而して、古今文辭の殊なる所以を知らば、則ち古言識るべく、古義明かにすべし、而して古聖人の道得て言ふべし、云云(辨名下)

徂徠此の如く古文辭を識るを以て學問の階梯とするが故に、其研究は必然に古語學的となり、哲學的考察とは、反對の進路を取るに至れり、經書の解釋に就いては、彼れ間、奇拔の見解を有することあり、雖も哲學

に關する一家の創見として擧ぐべきものは、割合に少し、此點より之れを言へば、仁齋に對して頗る遜色あるものといふべきなり、然れども、仁齋は道德の効夫に全力を用ひしが、故に考證は迥に徂徠に及ばざるの看あり、徂徠と仁齋と一長一短、恰も犄角の勢を成すものゝ如し、徂徠は仁才と見解を異にし、博聞多識を以て必要の學問とせり、故に殊に歴史の攻究せざるべからざることを言へり、彼れ論じて曰く、
人○才○を○生○ず○る○は○學○問○に○越○ゆ○る○こ○と○な○し、學○問○は○文○字○を○知○る○を○入○路○と○し、
し、歴史を學ぶを作用とすべし、(太平策)

又曰く

見聞廣く事實に行き涉りたるを學問と申す事に候故、學問は歴史に極まり候事に候、(答問書上)

又曰く

學問は只廣く何をもちかをも取り入れ置きて己れが知見を廣むる事にて御座候、(同上)

是れ廣く古今の事實を究明し聖人の道をも了解し、以て自ら國家の材たるを期するの意を述ぶるものなり、然るに或る時は又獨り文章のみを以て學問とし、論じて曰く、

總○べ○て○學○問○の○道○は○文○章○の○外○無○之○候、古○人○の○道○は○書○籍○に○有○之○候、書○籍○は○文○章○に○候、能○く○文○章○を○會○得○し○て、書○籍○の○儘○濟○ま○し○候○て、我○意○を○少○し○も○雜○え○不○申○候○へ○ば、古○人○の○意○は○明○に○候、聖○人○の○道○は○聖○人○の○教○法○に○順○は○ず○し○て、可○得○様○會○て○無○之○候、其○教○法○は○書○籍○に○有○之○候、故○つ○ま○る○所○是○れ○又○文○章○に○歸○し○申○候、然○る○所○文○章○字○義○も○時○代○に○隨○つ○て○致○展○轉○候、所○眼○の○付○け○所○に○て○候○に、後○世○儒○者○我○物○ず○き○を○立○て○候、故○道○德○は○尊○く、文○章○は○卑○き○事○な○り○と○思○ひ○と○り、文○章○を○輕○看○致○し○候○よ○り、右○の○所○に○心○付○き○不○申、右○の○所○に○心○付○き○不○申○候、故○古○聖○人○の○教○法○見○え○分○れ○不○申、我○知○見○に○て○聖○人○の○意○を○會○得○せ○ん○と○す○る○故○皆○自○己○流○に○被○成○候、末○學○の○輩○は、識○見○益○鄙○陋○に○て○程○朱○陽○明、吾○國○に○て○閻○齋○仁○齋○等○の○末○師○を○信○ず○る○事、孔○子○よ○り○も○甚○敷○候、た○と○へ○て○申○候○は、佛○者○の○輩○釋○迦○の○說○を○ば○用○ひ○す○し○て、深○く○法○然○日○蓮○を

信ずるが如くに候、教に古今なく、道にも古今なく候、聖人の道にて、今日の國天下も治り候事に候、外に仕方は無之候、聖人の教にて、今日の人も才徳を成就候事に候、是れ又外に仕方無之候、古今通貫不申候ては、古聖人の道とも教とも不被申候、道も教も普く天下の人に被らしむる事にて、天下の人には、愚不肖多く、賢智少く候事、是れ又古今の替りなく候、然れば古聖人の道も教も後儒の申候様なる理の六つかしき事は、決して無之筈なる事明かに候、理の六つかしき事は、愚なる人は會得成不申事故、古聖人の道も教も、皆わざにもたせ置き候事にて、其わざさへ行ひ候へば、理は知らず候ても、自然と風俗移り候所より、人の心も直り候て、國天下も治まり、又一人の上にて、風儀の移る所より、自然と知見各別にひらけ行きて、才徳を成就する事に候、是れ聖人の道、聖人の教法の妙用に候、是故に今日の學問は、ひきくひらたく、只文章を會得する事に止まり候、文章を會得して古の詞濟み候へば、古聖人の道も教もわざにて候、故詞の上にて直に見え分れ申す事に

候、只々異國人の古の詞を會得する事故、文章を會得する事六ツかし候、(答問書下)

徂徠が此の如く文章を尊重したる結果として、文藝は考證と共に大に興れり、然れども之れが爲めに反りて、道徳を疎外したるが如き形迹あるは、最も惜むべしとなす、功罪相償はずとは、蓋し徂徠の如きものをいふなり、

第四 教育論

教育に關しては徂徠は極めて寛宏なる態度を取り、小節に屑々たらずして寧ろ清濁併せ呑むの概あり、乃ち知るべし、彼れが取る所の教育主義は極端なる放任主義なるを、彼れが實際いかに子弟を教育せしかば、已に第五學風の下に詳悉せしを以て重ねて此に之れを叙述せず左に唯、彼れが懷抱せし所の教育上の見解を擧げん、彼れ辨道の中に聖人の徳を論じて曰く、

大○氏○聖○人○の○徳○天○地○と○相○似○た○り○聖○人○の○道○含○容○廣○大○要○は○養○ふ○て○之○れ○を

成し先づ其大なるものを立て、小なるもの自ら至るにあり、

是れ蓋し彼れが教育主義の由りて出づる所なり、其氣象の博大にして、
迫らざる處、大に好し、彼れ更に委しく其胸中を吐露して曰く、

思孟以後の弊は、之れを説くこと詳かにして、聽くものをして喻り易
からしめんと欲するにあり、速に其説を粥がんと欲するものなり、權
彼れにあるものなり、人を教ふるの道は、然らず、權我れにあるものな
り、何んとなれば、君師の道なり、故に善く人を教ふるものは、必ずこれ
を吾術中に置く、優游の久しき、其耳目を易へ、其心思を換ふ、故に吾言
を待たずして、而して彼れ自然に以て之れを知るあるあり、猶ほ或は
喻らざるや、一言以て之れを啓けば、渙然として氷釋し、言の畢るを待
たず、故に教ふるもの勞せずして、學ぶもの深く、喻る何んとなれば、吾
れ言はざるの前、思既に半に過ぎるが故なり、先王孔子之れを以てす、

(辨道)

是れ言論を主とせずして、感化を主とする教育主義にして、議論の上よ

り之れを言へば固より間然する所なし、彼れ更に一轉して先王の教育
と孟子の教育との間に甚しき相違あることを辨明して曰く、

先王の教は、禮樂言はず、行事を擧げて以て之れを示す、孔子憤せずん
ば、啓せず、悻せずんば、發せず、豈に然らざらんや、孟子に至りては、強辨
以て之れを聒かまひうす、而して是れを以て人を服せんと欲す、夫れ言を以
て人を服するものは、未だ能く人を服せざるものなり、蓋し教は我れ
を信するものに施す、先王の民は、先王を信するものなり、孔子の門人
は、孔子を信するものなり、故に其教入ることを得、孟子は、我れを信せ
ざるの人をして、我言によりて、我れを信せしめんと欲す、是れ戰國游
説の事、人を教ふるの道にあらず、(同上)

言語を以て人を服せず、行爲によりて人を服するは、孔子の如く禮儀を
重んずる有徳の人にして始めて之れを言ふべし、徂徠の如く徳性を輕
侮して功利を偏重し、文藝是れ事として禮儀に拘はらざる者の言ふべ
き所にあらず、彼れが門人數多なりしも、春臺の外一人も徳行を以て顯

はるゝものなきは、彼れが教育の過失に因由すること疑なきなり、彼れ又古今教育の異同を論じて曰く、

後世迺ち思孟程朱を信すること、先王孔子に過ぎたり、何ぞや、蓋し先王の教物を以てして理を以てせず、教ふるに物を以てするものは必ず事を事とするにあり、教ふるに理を以てするものは言語詳なり、物は衆理の聚まる所なり、而して必ず從事するもの之れを久うして乃ち心實に之れを知る、何ぞ言を假らんや、言の盡くす所のものは僅僅乎たる理の一端のみ、且つ身從事せずして、而して能く立談に瞭然たるは、豈に能く深く之れを知らんや、(同上)

實物を以て教育をなすの適切なること、何人も否定すること能はざるべし、然れども之れと同時に道理を教へざれば、何の効驗もなし、是れ實物は何事をも語らざればなり、實物は道理を説示するに必要なり、唯、實物のみありて、毫も道理を説示せざれば、教育は全く無精神となるなり、太古草昧の時は、多く道理を説示せざりしとするも、此の如きは後世の

依準すべき所にあらず、智識を開發し、文明を増進せんには、唯、道理を闡明することの晩きを憂ふべきのみ、然れども徂徠宋儒の理を説くこと煩瑣に過ぎ、其人を教ふること、嚴肅に失するを厭ひ、之れが反動として此言をなすと思へば、亦大に恕すべき所なきにあらざるなり、彼れ又人物をして各、其養を得せしむべきを論じて曰く、

大氏人物、其養を得れば、則ち長じ、其養を得ざれば、則ち死す、啻に身のみならず、才、德行、皆爾り、故に聖人の道、養ふて以て之れを成すにあり、(同上)

其旨意たる殆んど天才教育を道破せんとするものに似たり、是れ蓋し彼れが宋儒の嚴肅主義に對して、主張する所にして、其自由の精神に富めるは、甚だ喜ぶべき所なり、彼れ曾て人に與ふる書中に論じて曰く、言語を以て人を諭さんとす、事、大方はならぬ事にて候、此方より申候程の儀は、大方は先きも合點なるものに候、只わが心よりさとりとさとりざるにて、了簡は替はる者にて候を、さとりぬ人を口上にて申

す、め候は、い、や、が、り、候、も、斷、に、候、云、云、先、き、の、お、の、づ、か、ら、に、ひ、ら、け、候、を、よ、し、と、致、し、候、事、に、候、其、事、と、な、し、に、外、の、事、よ、り、申、候、へ、ば、得、道、ま、ゐ、る、事、も、あ、る、も、の、に、候、其、事、の、是、非、を、争、ひ、候、へ、ば、先、き、の、氣、立、ち、て、居、候、故、相、手、立、ち、候、て、必、ず、争、に、な、る、も、の、に、候、争、に、か、ち、候、は、ん、は、合、戰、に、勝、つ、が、如、く、に、候、故、怒、は、や、み、不、申、候、云、云、わ、れ、を、信、せ、ざ、る、人、に、向、つ、て、道、理、を、説、き、候、事、何、の、益、も、無、之、事、に、候、(答、問、書、中)

是れ直接教育に就いて論じたる事にはあらざるも、亦教育上の意見として見るを得べく、彼れが平生の寛容主義は此にも十分露はれ居るなり、彼れは又行政の方法によりて社會教育を成さんとの見解を有せし者の如し、其言に云く、

聖○人○の○道○を○大○道○術○と○申○候○國○家○を○治○め○候○も、直○に○善○惡○邪○正○を○正○し、見○え○わ○た○り○た○る○上○に○て、さ○つ○ぱ○り○と○仕○候○事○に○て、は○無○御○座○候○俗○人○の○思○ひ○が○け○ぬ○所○よ○り○仕○懸○け○を○致○し、候○て、覺○え○ず○知○ら○ず○自○然○と○直○り○候○様○に○仕○事○に○候○人○才○を○養○ひ○候○も○同○じ○事○に○候、(同、上)

是等の政策は宋儒及び仁齋等の思ひ及ばざる所にして、即ち徂徠一家の長處と見るを得べきなり、

第五 政治論

徂徠は儒教の本領は政治にありとするものにて、宋儒及び仁齋等が個人的修徳の工夫に全力を盡くすとは大に徑庭あり、彼れが先王孔子の道は天下を安んずるの道なりとし、具體的に之れを言ひ表はして、禮樂刑政に外ならずとするを以て之れを觀れば、彼れが眼に映せる儒教は政治を以て本領とするものなること論を埃たざるなり、先王の道といへば、帝王及び其他執政者の傳へたる政治の主義なるが故に、徂徠の解釋せる所の如し、然れども孔子は稍、之れと異なれり、孔子も政治權を握り、其平生の抱負を實行せんとせしも、遂に十分に其志を遂ぐるの機會を得ざりき、故に退いて書を著はし、之れを後世に傳ふるに至れり、故に孔子は帝王の比にあらずして、寧ろ民間の偉人なりき、固より精神界の帝王とはいふべきも、執政者としての帝王にはあらずき、故に孔子と

先王とを一樣に論斷するを得ざるものあり。孔子の道は先王の道に本いて立つる所なるに相違なきも、亦道德の教訓を後昆に垂れたる聖人なり。故に其説く所は獨り政治に限るにあらず、個人の品性を修養するに適切なるもの、教訓の大半を占むること、論語を一瞥しても知るべきことなり。然れども徂徠は孔子は先王の道を傳へたるものとし、道といへば必ず先王の道を主として之れを論ぜり、故に彼れが儒教の本領政治にありとするもの、必然の結果といふべきなり。彼れ太平策、答問書及び政談の三書に於て政治上の見解を叙述せり、然るに其政治論は畢竟二種の事件に歸す其一を安民とし、其一を知人とす、知人は安民の爲めに必要なる條件にして、彼れが最も得意に其方法を説破する所なり、彼れ先づ政治の要訣を論じて曰く、
在安民在知人と云ふ二句は聖門の萬病圓なり、制度を立て替ふるやうなる大儀も、此二句にあらざれば行はれず、何れの世、何れの國にても、又雜覇の小道を行ふ人も、此二句にあらざれば、功を成すこと能は

ぬなり、安民は仁なり、知人は知なり、(太平策)

又後世の儒者、仁を誤解せりとして、論じて曰く、

後世の儒者、仁と云ふは、至誠惻怛などと釋すれども、たとひ至誠惻怛の心ありとも、民を安んずること能はずんば、仁にあらず、何ほど慈悲心ありとも、皆徒仁なり、婦人の仁なり、母の子をかわいがる類なるべし、或は孟子に泥みて、不忍人心など、云ふこと、是れ又婦人尼御前などの心なり、云云、(同上)

然らば徂徠彼れ自身の仁はいかなるものなるか、彼れ固より一家の見解あり、云く、

制度を立てかふると云ふは、風俗をなほさん爲めなり、風俗は世界一まいなるゆゑ、大海を手にて防ぐが如く、からわざにてなほし難し、是れをなほすに術あり、是れを聖人の大道術と云ふ、後世理學の輩は道理を人々に説き聞かせて、人々に合點させて、其人々の心より直さんとす、米を臼へ入れて搗かして、一粒づゝしらげんとするに同じ、正眞

の小刀細工なり、又小人の術は、長久に用ひられず、しかも術の迹見ゆるによりて下の奸智を引き起し、上を疑ひ、上をさげすむ心を醸成して益、風俗をあしくす、云云、風俗は習はしなり、學問の道も習はしなり、善になるゝを善人とし、惡になるゝを惡人とし、學問の道は、習はし熟してくせにしなすことなり、此外に別に工夫の仕方、修行の手段なきことなり、云云、故に聖人の道は、習はしを第一とし、聖人の治めは、風俗を第一とす、されば、只今までの風俗を移すことは、世界の人を新にうみ直すが如くなるゆゑ、是れに過ぎたる大儀はなきなり、故に大道術ならでは、是れを直すことはならぬなり、(同上)

因りて彼れは更に其大道術の果していかなるものなるかを論せり、其言に云く、

其大道術と云ふは、觀念にもあらず、まじなひにもあらず、神道にもあらず、奇特にもあらず、わざなり、わざの仕かけによりて、自然と移り行くことなり、今時の治めは、鼻の先きにて世話をやくを政に盡くすと

云ふ、天地の造化は、移り行くものなり、人は活物なり、故に人事の變、日を逐ひて生ず、是れ生々不息の妙用なり、かの生々不息なるものを手に執へて作りなほさんとするは、強く押ゆる程、先きにては、はねかへることを知らず、聖人の道は、長養の道なり、造化に随つて養ひそだて物のなりゆきを能く知りて、かくすれば先きにかくなると云ふ所を合點して、わざの仕懸を以て直すと、きは、目前には、迂遠なるやうなれども、先きへゆきて、自然と心のまゝになるなり、(同上)

此の如き大道術の要具は、禮樂に外ならざるなり、是故に徂徠は、禮樂にあらざれば、風俗もなほらず、儉約もならぬものなり、(同上)

と云ひ、禮樂の行政上最も効驗あることを主張せり、宋儒及び仁齋の徒が、道學の一方に、畢生の力を盡くし、其弊、嚴肅に偏し、小心に失するの時に當り、徂徠が社會的、眼孔を具し、天空海濶の政治的、見解を立てたるは、大に喜ぶべき所なり、宋儒及び仁齋の徒は、徳邵く、學深し、と雖も、往々にして、迂濶の訾を免れざるものあり、之れに反して、徂徠は、能く、世事に通

曉し、自ら豁達の處あるを見る、其安民の法として、大道術を論じたるが如き、即ち之れを證明せりといふべし、然れども、殊に彼れが知人の法を論ずるに至りては、人情の微を聞き、世事の幽を顯はし、殆んど行政の秘術を説破するの趣あるが如し、彼れ論じて曰く、

人君の職分、只人を知るひとつに歸して、是れを人君の智の徳と定め、外の智慧は、入らぬことなり、この大智あれば、安民の功は、心のまゝに、なることなり、故に古より聖賢の君の徳を稱嘆するには、外の美事をば稱せず、賢臣を得たることをかぞへて稱すること、是れかりそめに云へるに、あらず、古の人は、道をよく會得したるゆゑ、ほめどころを知りて、ほめたるなり、(同上)

又曰く、

愚なる人は、人を知ると云へば、遍く臣の賢愚を悉くに知らんとす、是れ道を知らざる過なり、假令ひ聖人の智なりとも、遍く知り盡くすこととは、ならぬことなり、賢人を知りて、擧げ用ひ、委任するは、其賢人が段

々、に、又、賢者を薦達するゆゑ、のこる賢者は、なき事なり、されども、第一の難儀は、一人なりとも、賢者を知ること、難きものなり、習俗の内に、陥り、その眼より見ては、我眼ゆがむによりて、賢者は見えぬものなり、見え難きものを能く知るゆゑ、是れを大徳とすることなり、又愚なる者の料簡には、人を知ると云ふは、人の人柄、長短得失を知り盡くして、其人を用ひんとするときは、人を用ふことは、ならぬものなり、人を用ふる道は、其長處を取りて、短處は、かまわぬことなり、長處に、短處は、つきては、なれぬものなるゆゑ、長處さへ知れば、短處は、知るに、及ばず、唯、よく長處を用ふれば、天下に棄物なし、必ず長處短處をつぶさに知らんとすれば、短處を氣遣ふ心、つよき故、長處を、快く用ふること、ならぬものなり、云云、されども、其長處を知ること、難し、是れ又愚なる人の、あやまりなり、唯、其人をながめ居りて、其長處を知らんとするゆゑ、一生ながめても、見えぬなり、人は、活物なり、過ぎし昔を見て、其人を知り、極むることあるべからず、用ひて見れば、長處あらはるゝものなり、委任す

れば長處ますくはたらきて今までなき才智も生ずるは人の活物なるゆゑ人君の用ひやうにて人才を養ひ成し器量の人出來るなりわれと吾身にても吾才の長處を知らぬは用ひて見ぬゆゑなりまして人の才能を用ひずして知らんとするは神道を得んと願ふに似たり愚なるの甚しきにあらずや(同上)

徂徠が人才を得るの法仔細に看來れば甚だ實際に適切なるものあり但、其長處さへ知れば短處は知るに及ばずといふは未だ必ずしも當れりといふを得ず短處をも知りて唯、其長處のみを用ふべきなり若し短處を知り居らざれば其如何なる事に不適當なるかを知ること能はず此の如くなれば其長處を用ふることも亦甚だ困難ならざるを得ず故に人は其長處と短處とを併せて知らざるべからず然れども之れを用ふるは唯、其長處に由るのみ短處は過失を防ぐが爲めに兼ねて知るを要するものなり彼れ尙ほ論じて曰く、

國土に五穀を生じ材木萬物を生じ候事古も今も替はる事無御座世

界の用事にさしつかふる事は何れの世とても無之物に候人とても其如くに候尤も聖賢教養の内より生じ候人と教化缺けたる代の人とは替はり候へども其時代の用に立ち候程の人才は必ず有之物に候國無人と申事有之候を御覽誤り候にても候哉夫れは朝廷に人なきと申すにて候朝廷に人なきは用ひざるが故に候朝廷に人なき世は賢才下僚に沈み或は民間に埋もれ候事道理の常にて御座候を人なきと被仰候事孟子に有之候歳を罪するの類にて天道に對し勿躰もなき事と奉存候云云自分の才智を御用ひ候御病根翳膜となり候てある人の御目に見え不申にて可有御座候御書面の趣にて察候へば人才と被仰候は定めて御望の注文可有之候其注文に合ひ不申をば人才には不被成候と相見え申候(答問書中)

是れ人を知り人を用ふるの能力なき執權者に對しては最も適切なる訓戒なり若し彼等にして己れが所望に合する者のみを用ひば阿諛奸佞の徒周圍に集まるが如き結果を生ずるに止まらん彼れ又曰く、

手前の御物ずきを御立て被成候と申候も、見えぬ故の事に候、畢竟は御一人の誤にても無御座、世俗の悪習にて候、世俗の悪習にて、人々自分、にぬりかくし申候故、滿世界霧の内の如く罷成候、云云仕置次第に細になり、過失を咎むる事甚しくて、下をも過失なき様に押へかへするを、今時はよき役人と申候是故に、面々も過失なき様に、と心懸け、子供をも其様に教へいれ候、是れ今世の習俗にて、此心得故、人々物毎に踏み込み深入りする事なく、上をぬり隠す事を第一と仕候、されば人々此の如く心懸け候故、見え兼ねぬるもことわりにて候、足下も御先祖様の時代の事、御聞可被成候、今の世より見候へば、其時分に名を申候能き人と申候は、皆疵物にて候、是れ別の子細に無御座候、其時分はぬり隠し申候事、無御座候故、疵見え申候、疵見え申候へば、人才は見え申候、今時も世上の悪俗に染み、不申候人は、疵多く御座候間、疵物にならでは、人才はなき物と被思召、疵物の内にて御えらび可被成候、疵もな

き人は、郷原か巧言令色か、扱は庸人と可被思召候、同上

徂徠の論愈、出で、愈、妙といふべし、凡そ人を用ふるに當りて完全なるものを求めば、世上一人も之れあるなし、殊に有用の材は、凡庸より抜き出でたる者なるを以て、其缺點亦必ず著しく見ゆると多し、故に如何なる缺點あるかといふことのみに注目せずして、又如何なる技倆あるかを看破せざるべからず、然れども人の技倆てふものは、實際其人を用ひて局に當らしめざれば、看破すること難し、彼れ此意を述べて曰く、

疵物と申候は、譬へばくせ馬の如くに候、彼れがくせを致し申候時の取り納めの仕様合點不參候内は、氣遣にて被乗不申候、是れも尤には候へども、ゐながらに其取り納めの仕様合點參る物にて無御座候、馬屋の者、ばくらう杯に能くくせ馬を乗り候もの有之候、一々に馬術鍛鍊致したるにても無御座候、又何程馬術鍛鍊いたし候とも、馬も活物に候へば、くせの程位、たしかに知れ申候に極まりたる物にても無御座候、只氣遣の心つよく御座候故、とにかくに埒明ま不申にて候、押し

こなし乗りつけ候へば、左迄の氣遣はなき物と申候事合點參る物に候。三度も五度もなげられ候心得にて無御座候ては、くせ馬には乗られ不申候。今時の人は、人の過失を咎むる心つよく候故、自分も過失なき様にと存候。是れにより使ひそこなふまじきと思召候御心故、疵物の使ひにくき事被仰候にて御座候。馬に乗りそこなふ人ならでは、馬は乗り得ぬ事に候。人を使ひそこなふ人ならでは、人をば使ひ不得候云云。人の使ひそこないなき様にと思召候は、聖人に勝らんと思召候にて御座候。大なる惑と可被思召候云云。藥は皆毒にて候へども、毒と名を付け不申候事は、長所を用ひ候故に候云云。其實は天地の間の物何によらず各長短得失御座候て、其長處を用ひ候時は、天下に棄物棄才は無御座候へども、長處を御存知不被成候故、短處にばかり御目つき申候て、疵物と思召さるゝにて候。人を用ひ候ては、其長處を取りて短處に目を付け不申候事、聖人の道にて御座候(同上)

又曰く、

人は活物に候へば、事に懸け候ふて見候へば、今迄無之才智も出る物にて御座候。兎角用ひて見不申候得へば、聖人とても御存知無之候云云。先づ長所を知りて後に用ひ可申存候は、人は用ひられ申間敷候用ひてならでは知れぬ物と可被思召候。但し用ふるに就いて又次第御座候。此方より指圖を致し候て使ひ候へば、其人必ず其事にはまり不申候故、十分の才能は出ぬ物にて候。小々の過失をゆるし不申候へば、たとひ指圖を致不申候共、はまり無之物に候故に、用ひされば知らず候ゆだねざれば、誠に用ふるにては無之候云云(同上)

尙ほ徂徠は政談卷三の中に最も精細に人を用ふるの法を論せり、其言一々注意を惹くに足るものありと雖も、二篇の長文なるを以て今悉く之れを引用すること能はず、因りて左に唯、其參考に資すべき重要な部分のみを摘記せん、

一

國を治むる道は、人を知ること、を第一肝要なる事とすること古より

聖人の道斯の如し、

二

人を知ると云ふ物は、兎角使ひて知ることなり、左はなくて我目がねにて人を見んとせば、畢竟我物好に合する人を器量ありと思ふことなり、是れ愚なる事の至極なり、

三

手前の目がねを手前の才智にて人の器量を知らんとするときは、必ず誤ることなりと知るべし、是れによりて人の器量を知ることには、其人を使ふて見て、其器量を知ること古よりの道なり、

四

人を使ふ道は、君の思召と何程違ひたりとも、此方より指圖をせずして、其人の心一盃に働かせて見て、其の人の器量を知ることなり、其上にて功あるを賞し、功なきを退くべし、但し小過をゆるすと云ふことありて、小過を咎むれば、其人小過もなき様にとする故、其才智縮んで

働かず、心一盃に働くことならぬなり、心一杯に働かぬ時は、其器量は見えぬなり、

五

少々の有餘不足ありて、少々の仕落はなくて叶はぬことなり、少しの仕落を厭ひて大なる功を立て得ざれば、咎はなけれども功なし、功なければ、何の益かあるべき、大なる所に功あらば、少しの仕落は少しの事なり、苦しからぬ事なり、

六

總じて少しの害を捨てねば、大きな功は立て難きものなり、

七

大なる功あるならば、小過は許さで叶はざる事なり、

八

様々の悪弊と云ふは、人に身を踏み込ませぬ様に仕掛くる事、是れ第一の悪弊なり、

九 聖人さへ過はあるなれば、仕落は誰れもあることなり、

十 治世にても上へ物申すは下たる者の身には、虎口同然の事なり、身の危さは同じ事なり、此情は下とならねば知らぬ事なり、

十一

上より才智を出だせば、下の才智は出ぬものなり、和して同せずと云ふ本文、聖賢の奥義なる事を知らず、下と才智の争になる故上の威光に壓れて下の才智は引込むなり、上たる人下と才智を争ふは、是れ上たる人長しき心なくて、若輩なる事なり、上は負ふて下を育つるは、上たる人の無智なるにあらず、

十二

下を使ひ込みて、其役に閑らするときは、其賢才の人顯はるゝ事なり、

十三

人の才智はいつも同じことなれども、其事に閑らぬときは、其人の才智の全体にならぬ故、其才智十分に顯はれぬなり、能く此事に閑りて見れば、全体になる故、才智の全体出現する此妙所は、わざをせぬ人は知らぬ事なり、斯の如き道理にて人を知る道は、やはり人を使ふ所にあり、毛頭我使ひ様のよきにて、其人の才智生ずるにあらず、

十四

大概癖のある人に勝れたる人多きなり、癖のある人が皆々勝れたる人なりと云ふことにはあらず、一癖あるものに勝れたる人多きものなり、是れによりて、面魂一癖あるとて、名將の左様の人を賞翫したること多きなり、聖人の書には、是れを器と云ふ、器と云ふ物は、譬へば鎗はつく業計にて切るわざなし、刀はきる業計にて突くわざ疎し、錐は尖りてさいづちの役ならず、木椎は鈍くして錐の役ならず、總じて凡物は鞘に入れて置かねば怪我をする大なる癖あり、是れ器なり、されども其わざの能處は使ふて見ざれば知らぬものなり、只見れば其片

輪なる處計が目に掛る、是れ癖なり、されば癖あるものにあらざれば、器と云ふ物にあらず、器と云ふ者にあらざれば、役に立たぬものなり、人も其如し、

十五

名將は一癖あるものを好むなり、

十六

中庸に舜好問、好察、邇言と云ふは、聖人も知らぬ處實にある故、人に問ひ了簡を云はせて、是れを用ひ、人を其役儀に闢らせ、其人の才智を一ぱいに現すべき爲めの妙術なり、下たる人の才智十分に現はれたる時、賢才は知らるゝことにて、古より國天下を治むるには、唯、人を知るを智慧の至極とする故、孔子も是れを大智と云へるなり、唯、人を活して使ふと殺して使ふとの差別によりて、賢才の顯はるゝと現はれぬとの替りあり、されば世末になるに随つて上たる人の器量、小さくなる故、物を氣遣ふ小氣なる心強く、癖ある人の内にして、才智ある人を

取り出たすことを知らず、

十七

賢才と云ふは一器量ある人を云ふ、左様の人は一癖ある人の中に多くは有るものなりと了簡して、其人を役儀に闢むる様に使ひ込むときは、誠の賢才現はるべし、

十八

總じて人を疑ふべからず、唯、人を取り出だし、度と云ふ心なき故、能き人は出でぬなり、

其他服膺すべき名言佳句少しとせず、以上摘記する所、百花園中偶、眼を遮るものを選出するに過ぎざるなり、徂徠が人を用ふる法に關する所論、委曲周到にして多方面に涉れりと雖も、其要點を擧ぐれば左の如し、
(一) 人の長處は始めより知らんことを求むべからず、之れを用ふれば長處始めて顯はる、
(二) 人は唯、其長處のみを取れば可なり、其短處の如きは知るを要せず、

(三) 能く用ふれば其時代の必要に應ずる程の人才は必ず之れあり、
 (四) 人は己れが嗜好に合するもの而已を採用すべからず、
 (五) 人才は必ず疵瑕あり疵瑕なきは以て人才となすに足らず、
 (六) 人を用ふるに當りては小過は咎むるを須ひず唯大功あれば可なり、

(七) 用ふる以上は十分事を其人に委ぬべし、

(八) 上たる人下と才智を争ふべからず、

(九) 人才は必ず一癖あるものなり是れ器なるが故なり器ならざれば用ふるに足らず、

徂徠は行政上人を用ふるを以て最も重大の事件となし、法制の如きは人の如くに重大なるものにあらずとせり、其言に云く、

法の立て様を何程に宜しくしたりとも其法を取扱ふ人なき時は無益の物に成ることなり、(政談卷四)

又云く、

法より人猶ほ肝要にて御座候、たとひ法は悪しく候とも人能く候へば相應の利益は有之ものに候、法計の吟味仕候て人悪しく候へば何の用にも立ち不申候、又人に随つて法は違ひ候ものに候、(答問書中) 是れ亦一見識なり、假令ひ法あるも之れを行用する人なければ、功を成さず、已に人あれば法のいかに拘はらず、功を奏すること疑なし、此れ徂徠が人を用ふるを以て重大の事件とする所以なり、彼れ又太平策の中に神道に就いて説をなして曰く、
 神道と云ふことは卜部兼俱が作れることにて、上代に其沙汰なきことなり、

と、後世唱道する所の神道の古道にあらざることを斷言せり、然れども古道の存在を否定するの意に、あらず、故に論じて曰く、
 唯、吾國の神道とも云ふべきことは、祖考を祭りて天に配し、天と祖考とを一つにして、何事をも鬼神の命を以て取り行ふこと、文字傳はらざる以前よりのことなれども、是れ又唐虞三代の古道なり、

彼れ此の如く我邦の古道と支那の古道とを同一視し、其支那の古道を尙ぶが如く我邦の古道をも尙ぶの要を知れるが如し、彼れ乃ち曰く、神道はなきことなれども、鬼神は崇ぶべし、まして吾國に生れては、吾國の神を敬ふこと、聖人の道の意なり、努々疎にすまじきことなり、此れに由りて之れを觀れば、彼れ本と極端の拜外主義を懷くものなれども、亦國躰の尊重すべきを知らざるものにあらざること、推して知るべきなり、

第六 宋學論

徂徠は仁齋と同じく宋儒を以て佛教の教義を取り、孔子の道に背くものとなし、痛く之れを排斥せり、辨道辨名文集、答問書、太平策等の書に於て屢、宋儒を非議し、以て自家の主張を標榜することを務めたり、彼れ宋儒の學の佛教に出づるを論じて曰く、

宋儒理氣の説は、佛家の眞諦假諦に相似候、天理人欲は、眞如無明に相似候、古は聖人賢人と云ふ名目は無之候、是れ又佛菩薩に相似候、道統

の傳と申事、古は無之候、是れ佛家の血脈相傳に相似候、教に知行を分つと申事、古は無之候、佛家には解行と申事有之候、豁然貫通と申事、古は無之候、禪家の大悟徹底に相似候、靜坐と申事、古は無之候、是れ又坐禪の眞似と被、存候、(答問書下)

宋儒の説と佛説とを比較對照すれば、此の如き類似の點あること疑なし、又宋儒の佛説を假り來たれるものも、少しとせず、然れども宋儒の説の佛説と相似たるものあるを以て、悉く佛説に出づとするは非なり、世界及び人生の事精細に攻究し來れば、期せずして自ら暗合することなしとせず、故に宋儒の説の如きも、佛説を假らずして、佛説と相似たるものなきを保せざるなり、尙ほ徂徠が宋儒と異なる所を擧げて之れを論ぜんに、宋儒は一身の修徳を主とせしに反し、徂徠は功利主義を懷き、政治的見解を有せしが故に、道を論じて曰く、
聖人の道は専ら天下國家を治むる道にて、禮樂刑政の類皆道なり、(同上)

又曰く、

聖人の道は至極の處、天下國家平治の爲めに建立なされたる事に候、身を修むる事の有之候も、身脩まらざれば、下尊信せずして、道行はれざるゆゑ、君子は身を脩め候(同上)

乃ち徂徠は脩身を以て治國の方便となせり、之れに反して宋儒が脩身を主とするを非として曰く、

たどひ何程心を治め、身を修め、無瑕の玉の如くに修行成就候とも、下をわが苦世話に致し候心無御座、國家を治むる道を知り不申候は、何の益も無之事に候、依是民の父母と申所より見聞き不申候は、何程の金言妙句も、孔子の御相傳被成候、堯舜禹湯文武周公の道とは、雲泥萬里の相違にて御座候、聖人の道と佛老の道との分れぬ、只此處と可被思召候(答問書上)

尙ほ又聖人の道を論じて曰く

只我身ひとつを佛にも聖人にもなすといふ様なる物ずきなる事に

ては無之と可被思召候(答問書下)

宋儒を揶揄翻弄すること此の如し、又宋儒の學の心法理窟に陥りて、風雅文采を失ひたるを非として曰く、

聖人の道は専ら國天下を治め候道に候、道と申候は、事物當行の理にても無之、天地自然の道にても無之、聖人の建立被成候道にて道といふは、國天下を治め候仕様に候、扱聖人の教は、専ら禮樂にて、風雅文采なる物に候、心法理窟の沙汰は、曾て無之事に候、宋儒以來わざを捨て、理窟を先きとし、風雅文采をはらひ捨て、野鄙に罷成候、天子の道なる事を忘れ候より、専ら道理を説き候て人を諭し候事を第一に仕候(同上)

又一層痛快に宋儒の弊を道破して曰く、

後儒僅に能く糲粗本末一以て之れを貫くといふ、而して其意の郷往する所を察するに、則ち亦唯内を重んじ、外を輕んじ、精を貴び、粗を賤み、簡を貴び、要を貴び、明白を貴び、齊整を貴ぶ、此れより以往先王の道

藉りて以て衰颯枯槁し、肅殺の氣宇宙に塞がる(辨道)

是れ固より極端の言なりと雖も、宋儒が道德的工夫の一方に偏したることは疑なし、之れに反して徂徠が風雅文采を主張したるは大に好し、孔子の如きも、決して無風流なるものにあらず、管に自ら磬を撃ち、瑟を鼓し、又能く歌ふのみならず、又禮を尙び樂を嗜み、詩を好むの心ありて、文雅風采饒ならずとせず、然るに宋儒が文雅風采を捨て、勃率理窟を主とせしは、一方に偏せるものなること疑なし、故に徂徠が此の如き宋儒の弊を矯正せんとしたるには同情を寄せざるを得ざるなり、徂徠は宋儒と仁齋とを併せて之れを排斥すれども、仁齋が活動主義には少からざる賛成の意を表せり、彼れ曰く、

仁齋の學、其骨髓、天地一大活物といふにあり、此れ其時流に踰ゆる萬々なる所以なり、(護園隨筆卷之上)

又曰く、

仁齋先生活物死物の説、誠に千歳の卓識なり、(辨名下)

此の如く仁齋が活動主義を稱揚すると同時に宋儒の寂靜主義に反対せり、故に此點に關しては徂徠仁齋と手を取りて宋儒に敵抗するが如きの看なしとせず、徂徠宋儒の寂靜主義に反する自家の積極的見解を吐露して曰く、

彼の後世の君子、宋の諸老先生の若きものを觀るに、其學を語るや、務めて善を修めて惡を去り、天理を擴めて人欲を遏むるを言ふ、而して先王の教、唯、其善を導いて、惡自ら消するを知らざるなり、其治を語るや、務めて君子を賞して、惡人を罰するを言ふ、而して先王の道、唯、仁者を舉げて、不仁者自ら遠かるに在るを知らざるなり、其人を論ずるや、務めて其長短得失を備ふ、而して先王の道、唯、其長を用ひて、天下棄才なきにあるを知らざるなり、(辨名上)

洵に卓見なりといふべし、宋儒は又性に本然氣質の二種ありとせり、仁齋已に之れを非として氣質の性のみを認容せり、徂徠亦之れを論じて曰く、

本[△]然[△]氣[△]質[△]の[△]性[△]と[△]申[△]儀[△]得[△]と[△]詮[△]議[△]を[△]つ[△]め[△]御[△]覽[△]可[△]被[△]成[△]候[△]畢[△]竟[△]氣[△]質[△]の[△]性[△]は[△]か[△]り[△]に[△]つ[△]ま[△]り[△]候[△]事[△]に[△]候[△]氣[△]質[△]を[△]變[△]化[△]す[△]と[△]申[△]事[△]是[△]れ[△]又[△]無[△]理[△]の[△]至[△]極[△]に[△]候[△](答問書下)

徂徠は此の如く獨り氣質の性のみを認容し更に又一步を進めて此氣質の性を以て不變化的のものとせり是れ又宋儒の氣質變化を説くと正反對を成せる所なり彼れ乃ち論じて曰く、

氣質を變化すると申候事は宋儒の妄説にてならぬ事を人に責め候無理の至りに候氣質は何としても變化はならぬ物にて候米はいつ迄も米豆はいつまでも豆にて候只氣質を養ひ候て其生れ得たる通りを成就いたし候が學問にて候たとへば米にても豆にてもその天性のまゝに實いりよく候様にこやしを致したて候ごとくに候しいなにては用に立ち不申候されば世界の爲めにも米は米にて用に立ち豆は豆にて用に立ち申候米は豆にはならぬ物に候豆は米にはならぬ物に候宋儒の説のごとく氣質を變化して渾然中和に成り候は

い米ともつかず豆ともつかぬ物に成りたきとの事に候やそれは何の用にも立ち申間敷候や又米にて豆にもなり豆にて米にも用ひられ候様にと申事に候は、世界に左様な事は無之事に候(答問書中)是れ亦一種の見解なり尙ほ此事に關しては前に擧げたる道德論の(四)氣質不變化の説と參看するを要するなり宋儒が氣質變化といふは米を變化して豆となし豆を變化して米となすが如き種類の變化をいふにあらず人の氣質の不善なるを變化して善となすことなるが故に若し之れを米若くは豆に比すれば米若くは豆の不良なるものを變化して良となすに當るなり若し人を變化して獸となし獸を變化して人となすといふが如き種類の變化ならば米と豆との交互變化を以て之れを推論すべきも是れ宋儒の主張する所にあらず徂徠比喻を誤れりといふべし徂徠と宋儒との學說の異同を左に列舉せん、

徂 徠

宋 儒

(一) 古學を主張す

古學にあらず(即ち理學を主張す)

- (二) 功利主義を取る 功利主義を取らず
 - (三) 禮樂刑政を道となす 理を道となす
 - (四) 道は作爲に出づとなす 道は本性に具はるものとなす
 - (五) 氣質不變化をいふ 氣質變化をいふ
 - (六) 文雅風采を尙ぶ 心法理屈を尙ぶ
 - (七) 活動主義を賛す 寂靜主義に陥る
 - (八) 政治を主とす 修徳を主とす
 - (九) 獨り氣質の性のみを立つ 本然氣質の兩性を立つ
- (以上差異點の主要なるものを擧ぐ)



第七 仁齋と徂徠との學說の異同

已に仁齋と徂徠との學說を叙述したる以上は、一たび其學說の異同いかんを考察すること、蓋し無用の業にあらざらん、仁齋と徂徠との學說を比較對照するに共通點もあり、又差異點もあるなり、先づ左の共通點を擧げんに、

- (一) 仁齋も古學を主張し、徂徠も古學を主張す、……是れ確に一の共通點なり、然れども徂徠は古文辭によりて古學を修むるの要を論じ、仁齋は此に論じ及ばず、故に全く同一の古學とはいふべからず、但、宋學を排斥して直に洙泗の淵源に接せんとするの一事に至りては、毫も異なる所なきなり、
- (二) 仁齋先づ活動主義を主張して、徂徠亦從つて之れに和す、……活動主義は仁齋が宋儒の寂靜主義に反して唱道する所にして、徂徠深く其卓見に服し、之れに賛同の意を表せり、

(三) 仁齋唯氣質の性のみを主張し、徂徠亦然り……仁齋も徂徠も宋儒の本然氣質の兩性を立つる二元論を非として、共に一元論を立つるものなり。

次に差異點を擧げんに、

(一) 仁齋は仁義を以て道となし、徂徠は禮樂を以て道となす……仁齋と徂徠と同じく古道を復活せんとするも、道其物の解釋、大に同じからざるものあるなり。

(二) 仁齋は古文辭の要を言はざれども、徂徠は古文辭を以て古學の階梯となせり……徂徠の古學は此點より之れを言へば、古文辭學なり、之れに反して仁齋の古學は古義學とはいふべきも、決して古文辭學にはあらざるなり。

(三) 仁齋は功利主義を非として、徂徠は功利主義を取る……仁齋が功利主義を取らざるは、宋儒と同じ、徂徠公然と功利主義を標榜して起たす、然れども、隱然功利主義を取るものなること、到底否定するを得

ざるなり。

(四) 仁齋は道を以て自然に出づとし、徂徠は全く作爲に出づとせり……仁齋は道の觀念に於て未だ徹底せざる所ありと雖も、畢竟道を以て人爲を俟たず、天地自然に存するものとせり、即ち道を以て固有とするものなり、徂徠之れを否定して、道は先王の作爲を経て始めて存するものにて、自然にあらずとせり。

(五) 仁齋は徳性を尙び、徂徠は政治を尙ぶ……仁齋の尙ぶ所は寧ろ個人の私徳なり、徂徠は私徳を後にして、主として公德を尙ぶものなり、故に徂徠は仁齋の孤獨的なるに引き代へて、社會的なるの看なしとせざるなり。

(六) 仁齋は窮理をなし、徂徠は窮理を取らず……窮理をなすの點より之れを言へば、仁齋も宋儒と異なる所なし、即ち天地理氣等の事に就いて自ら思索して究明せんとせり、徂徠は之に反して窮理の道を杜絶して、専ら古語學的研究に従事せり、是故に仁齋は徂徠よりは比較

的に哲學者の性質を有せるを知るべきなり、

(七) 仁齋は聖人を學ばんとし、徂徠は聖人は學ぶべからずとせり、……
聖人を學ばんとせしは、獨り仁齋のみならず、宋儒も亦然り、徂徠獨り

聖人たらんことを求むるの非を道破せり、

(八) 仁齋は孟子を尙び、徂徠は孟子を尙ばず、……仁齋は大學を斥け、中

庸を疑ふと雖も、孟子は大に之れを尊信し、孔子之大宗嫡派となせり

徂徠は思孟を併せて之れを斥け、竊に荀子を尙ぶ者の如し、

(九) 仁齋は仁義禮智を以て徳の名とし、徂徠は然らず、……徂徠は仁義

禮智の中仁智は徳にして、禮義は道なりとす、乃ち禮義は外部的にし

て先王の作爲に出づるもの、但、仁智は身に得る所あるをいふなり、

以上の擧ぐる所は差異點の重なるものなり、徂徠宋儒とあらゆる點に

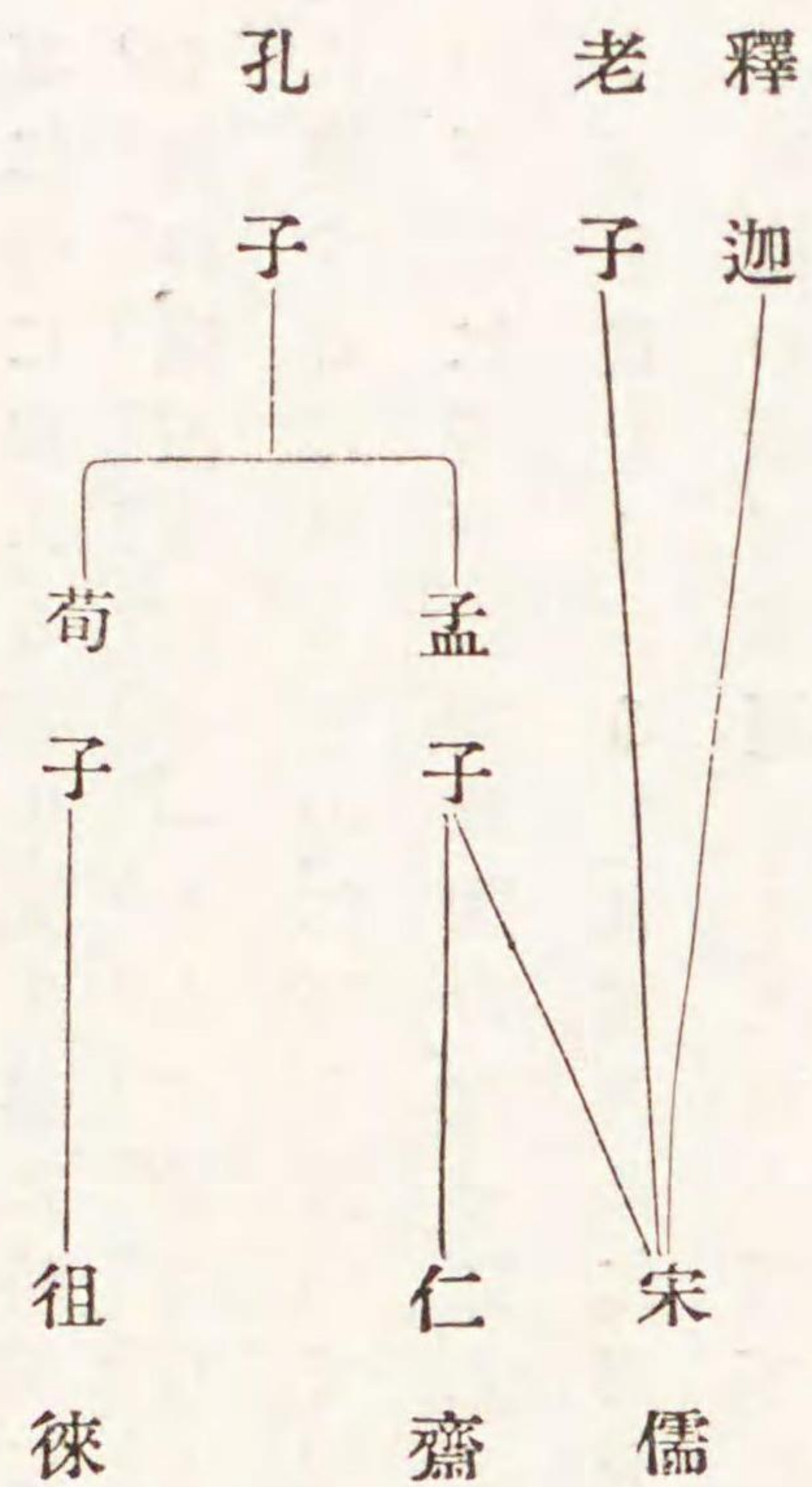
て正反對に立ち、殆んど何等の共通點をも有せず、然るに仁齋とは少く

も三種の共通點を有す、故に仁齋は徂徠と宋儒との間に立ちて橋梁の

如き地位を占む、然れども仁齋は徂徠よりは寧ろ宋儒に近し、故に仁齋

と徂徠との學說を對照すれば、其差異點は共通點より迥に、數多なるを
見るなり、

學系略圖



第八 批判

(一)

徠徠は本と文章家にして、經學家にあらず、然れども齡五十前後に至りて、偶仁齋の大學定本、語孟字義等の書を讀んで深く其識見に服せり、故に其仁齋に與ふる書中、先生眞に時流に踰ゆる萬々といひ、又烏虜茫々たる海内、豪杰幾何ぞ、一も心に當るなし、而して獨り先生に郷ふといひ、共に談するに足るもの、仁齋を置いて他に之れなきの意を示せり、又辨名の下に仁齋が活物死物の説を評して、誠に千歳の卓識なりといひて、多く言を費やさざるも、其實大に仁齋を景仰するの念を表はせり、然れども徠徠の剛愎不遜なる、仁齋の門下に立ちて、弟子と稱するに堪へず、乃ち護園隨筆を著はして、朱子を廻護し、痛く仁齋を攻撃せり、然れども尙ほ仁齋に勝つ事能はず、因りて又一家の説を立て、辨道辨名等の書を著はして、宋儒と仁齋とを併せて排斥し、詭辨を弄び、調言を舞はして至

らざる所なし、之れを要するに、徠徠は仁齋に刺激せられ、仁齋に反抗して興れるものなり、故に多くの點に於て、徠徠は仁齋と反對の地位を取りて、仁齋が壘壁に迫らんとするの勢あり、殊に道德主義に關しては、兩者大に其見解を異にするものあり、仁齋道を論じて曰く、

道は人倫日用、當に行くべきの路、教を待ちて後、有るにあらず、亦矯揉し、而して能く然るにあらず、皆自然にして然り、四方八隅、遐陬の陋蠻、貂の蠢たるに至るまで、自ら君臣父子夫婦昆弟朋友の倫あらずといふことなく、亦親義別叙信の道あらずといふことなし、萬世の上も此の如く、萬世の下も亦此の如し、(語孟字義卷之上)

是れ道の自然にして、且つ普遍なることを道破するものなり、又曰く、凡そ父子の相親み、夫婦の相愛し、儕輩の相隨ふ、惟、人之れを有するのみにあらず、物亦之れあり、云、惟、君子能く之れを存するのみにあらず、行道の乞人と雖も、亦皆之れあり、聖人之れを品節して、以て教をなすのみ、之れを強ふることあるにあらず、同上

是れ道は聖人の作爲に出づるものにあらずして、人性固有のものなることを説示するものなり、尙ほ又徳に就いて論じて曰く、

若し徳を以て得るの義となすときは、則ち徳は是れ脩爲を待ちて後あり、豈に本然の徳を盡くすに足らんや、(同上)

是れ徳てふものは本然のものにして、脩爲即ち經驗を待ちて始めて得る所にあらざるを明言するものなり、簡短に之れを言へば、仁齋は道徳固有論者にして寧ろ動機を尙ぶもの、故に功利主義を取らずして、個人の私徳を修むることを主とせり、然るに徂徠は全く之れに反し、道は先王の制作する所にして、自然に之れあるにあらずとし、功利主義を取りて獨り公共的道德のみを發揚し、個人の私徳に至りては殆んど全く言ふ所なきなり、功利主義の弊は、智巧方便となり、更に流れて輕佻浮薄となること、是れ必然の結果にして、護園の學風、之れを證して餘りありといふべし、之れに反して仁齋の如く、個人の私徳を修むるを主とするは、各自の品性を高うする所以なるが故に、之れを唱道するは、益多くして

害少し、或る人仁齋と徂徠とを對照して論じて曰く、

仁齋の見解は、愼密にして卑近に近く、徂徠の論議する所は、辨博にして放肆に失す、寧ろ仁齋の學は害少く益多くして、徂徠の學は益なきに非ざれども、其害亦大なりと云ふべし、

誠に然り、仁齋の名教を裨補せしは多大にして、其害に至りては、未だ何等の顯著なるものをも發見するを見ず、徂徠の名教を裨補せしことも亦多大なり、然れども其害も亦多大にして、明瞭に其一派の傾向に於て之れを見るなり、若し徂徠の功績の大なるものを擧ぐれば、其功利主義を主張して、仁齋の不足を補充したるにあるなり、個人の私徳を修むること固より非なるにあらず、否々、是れ人間に取りては、最も重大なる事件なり、私徳を修むることは、一切人事の基礎なりといふも不可なることなし、然れども凡そ徳行は、唯私徳さへ修まれば足れりといふべきにあらず、尙ほ進んで社會に對し、公益を圖るの要あるものなり、私徳を修むることの徳行たるが如く、利用厚生も亦徳行なり、是故に私徳と共に

公徳即ち社會的徳の要を知らざるべからざるなり、然るに徂徠は公徳を知りて私徳を知らず、仁齋は私徳を知りて公徳を知らず、各一方に偏する者なり、仁齋政を論じて曰く、

夫れ政は徳を以て本となし、識を以て輔となす、(同志會筆記)

是れ政治と道徳とを合一するものにて固より古風の思想に過ぎず、道徳の凡ての政治家に缺くべからざるは言ふまでもなければ、政治は仁齋が云ふが如き道(即ち私徳)によりてなさるべきものにあらざるなり、仁齋又經濟を論じて曰く、

學者纔に經濟に志あらば流れて制度文爲の學となる、(同上)

仁齋此の如く經濟を賤視すと雖も、經濟は國家に取りて一日も度外視すべからざる重大の事件にして、私徳と價値を争ふに足るものなり、且つ制度文爲の學も亦國家に必要なものにて、其缺乏は決して私徳によりて償ふこと能はざるなり、之れを要するに、仁齋が學は、個人の私徳を主として、政治經濟は勿論、總べて公徳を度外視せり、此の如き仁齋の

不足を補充せしものは徂徠其人なり、果して然らば、徂徠の功績豈に没すべけんや、蓋し私徳を修めて人格を高うするは、各個人の當に爲さるべからざる所にして、若し此事さへ能く成し遂げ得れば、廣く人類に對し、人格の模範を示すに足るなり、若し又此の如き人格にして、其實行上の經驗を基礎として教を立つることあらば、其感化の及ぶ所、必ず偉大ならざるを得ず、是れ仁齋が學の撲滅すべからざる根柢を有する所以なり、然れども廣く社會の公利公益を増進するが如きは、亦大仁ならずとせず、殊に汽船、汽車の便の如き、釋迦、基督若くは孔子の仁と匹敵するに足るといふも不可なかるべし、總べて政治經濟及び其他の方法によりて利用厚生を圖るは、公徳にして私徳と共に無かるべからざる所なり、是れ徂徠が學の仁齋のそれに對して、自ら一敵國を成す所になり、且つ私徳を修むるの一方を主とすれば、少くも二種の弊を生ずるを免かれず、

第一私徳は本と他人に對して修むるものなれども、重きを一己の私

に置き、偏に一己の進修上に心を用ひ、反りて利己的の傾向を來たすに至る。
第二、私徳を修むるを主とすれば、其主眼とする所一己の私にあるが故に、社會萬般の改良進歩を圖るの念に乏し、是を以て消極的退歩的となり易し。

思ふに徂徠が學は、此の如き弊を救ふに適切なるものにて、殆んど期せずして得られたる配合といふべきなり、尙ほ又之れを考ふるに、自然界は人力いかにによりて利用し得らるゝものにて、人類の自ら進んで使役するを埃つものなり、近世自然の力を使役して、社會萬般の用に供するに至れること、振古以來未だ曾て有らざるの進歩なり、此の如き進歩は、功利主義の精神に合するものにて、獨り個人の徳性をのみ尙ぶ、道徳主義によりて期し得らる所に、あらず、此れに由りて之れを觀れば、仁齋の學と徂徠の學とは、車の兩輪、鳥の双翼の如く、並び行はれて、毫も扞格する所なきものなり、但、功利主義は均しく之れを功利主義といふと雖

も、利己的 egoistisch と利他的 altruistisch との二種に大別するを得べし、利己的功利主義は利己主義の異名に過ぎざるものにて、道徳主義としては、何等の價値もなし、然れども利他的功利主義は公共の幸福を目的とするが故に、其關する所は専ら公徳にあるなり、私徳も利他的功利主義の立脚點より説き得べしと雖も、私徳を催進するの主義として、直接徳性涵養を目的とする主義に及ばざること遠し、要するに、利他的功利主義は公徳を催進するの點に於て大に効力のあり得べきものなり、然るに徂徠の懷抱せる功利主義は、利己的のものにあらずして、利他的のものなり、故に仁齋の學と相待ちて名教を裨補するに足るものなり、然れども、護園の一派専ら功利に走りて、徳性の尙ぶべきを知らず、是れ其弊の少からざる所以なり、

(二)

徂徠、宋儒と仁齋とを併せて之れを攻撃すれども、仁齋とは多少の共通點なきにあらず、但、宋儒とは何等の共通點をも發見すること能はず、徂

徂と宋儒とは、眞に正反對に立つものといふべきなり、然るに仁齋は其中間にありて殆んど橋梁の如き地位を占む、何んとなれば、一方に於ては宋儒と共通點を有し、一方に於ては又徂徠と共通點を有すればなり、然れども仁齋は寧ろ宋儒に近し、徂徠と共通點を有せざるにあらざれども、其宋儒と共通點を有すること更に多大なり、要するに、徂徠が取る所の立脚點は一家の特色最も多きものなり、其一家の特色と見るべきは

第一 功利主義

第二 社會主義 社會國家主義の如きもの

第三 人爲主義

第四 放任主義 或る程度の自由主義

第五 積極主義

の類なり、徂徠固より是等の思想を今日の學者が要求するが如くに正確に且つ明晰に分類して叙述せしにはあらず、但、彼れが立脚點の斬新

なるもの、主として是等の思想を、漠然とはいへども含有するに本づくといふのみ、徂徠は其根本思想を荀子より得來たりたるもの、如し、然れども又多少獨創の見解とも見るべき處なしとせず、殊に其道德を社會的に解釋するが如き、東洋哲學史上、異彩を放つものといふべきなり、若し試みに類例を求むれば、徂徠の見解は、英國の哲學者トーマス、ホッブス氏のそれと相似たり、(De corpore politico 及び Leviathan 中の of Commonwealth を看せよ) 徂徠は千六百六十六年より千七百二十八日まで生存せしに、ホッブス氏は千五百八十八年より千六百七十九年まで生存せり、故に此二人は殆んど同時代の人にして、十四年間は確に同時に生存せり、日本と英國と東西相隔て、殆んど同時代に類似の學說を主張せること、亦奇異なる暗合ならずとせんや、今左に其類似點を擧げんに、
第一、二人共に人の本性を利己的のものと思惟し、之れを自然に放縱すれば、争闘して已まざるものとせり、
第二、道德は法律制度を定め、國家の體形を成すによりて始めて生ず

るものとせり、

第三、法律制度を定め、國家の體形を成すは、一に專制君主の獨裁に任ずべきものとせり、

第四、正邪は、自然に存するにあらざして、唯、專制君主の制定せる法律制度に従ふと否とによりて存するものとせり、

是等の點に於て二人共に大抵一致せり、殊に正邪の標準に就いては、ホッブス氏論斷して曰く、

The civil laws are to all subjects the measures of their actions, whereby to determine, whether they be right or wrong, profitable or unprofitable, virtuous or vicious; and by them the use and definition of all names not agreed upon, and tending to controversy, shall be established. (De corpore politico, p.225.)

此の如くなれば、徂徠の思惟する所と、全く同一轍に出づといふべし、但、ホッブス氏は專政君主を説くと雖も、亦共和政體の思想あり、是れ徂徠に無き所なり、故にホッブス氏は民約を言ひ、君主の推選を言ひ、衆庶の

一致を言ひ、多く徂徠の未だ思ひ及ばざる所を説破せり、是れを其主要なる差異點となすのみ、

徂徠及びホッブス氏の見解頗る奇抜なるものありと雖も、未だ必ずしも正確なりといふを得ず、何故なれば、第一、原人を利己的とするは、比較的の意味ならば、之れを認容すべきも、絶對的の意味にては、之れを認容するを得ず、如何に草味なりとするも、人類が已に生存する以上は、多少の利他心なかるべからず、少くも母の子女に對する利他心の如きものを否定するを得ず、原人てふものを自然の情態に放任すれば、何等の利他心もなく、單に利己的なりとすること、本と根柢なき臆測に過ぎざるなり、第二、人類は自覺を有し、理性を有す、故に到底秩序なき情態に放任すること能はず、必ず生存上何等かの經營を成し、秩序的発展を企圖するものなり、法律制度の如き、總べて是れが爲めに起れり、是故に法律制度は固より人爲に出づと雖も、亦人類自然の必要に本づくものなり、然るに人類自然の必要は人類自ら作爲せしにあらざるなり、是故に單に

法律制度は人爲に出づとするのみにては、未だ根本的の解釋とするを得ざるなり、第三、法律制度を定め、國家の體形を成すことを專制君主の獨裁に一任するは或る時代に必要なりしならん、然れども其國家の理想にあらざることは、今日は餘りに明瞭となれり、然り、辨解を要せざる程に明瞭となれり、第四、法律制度は絶対的に正邪の標準となるものにあらず、其時代其時代に成れる法律制度は完全無缺のものにあらず、若し完全無缺ならば、悉く既定的となりて進化發展てふことなし、然れども之れを實際に徴するに、法律制度は種々改良を要す、改良を要し、改良を遂行するが故に、進化發展して已まざるを得るなり、然らば其改良は何によりて之れを爲すか、是れ法律制度其物の改良なるが故に、此れを以て其標準とすべからざるは論を俟たず、果して然らば、法律制度以外に之れが正邪を確定すべき標準なかるべからず、是に於てか理性といひ、幸福といひ、快樂といひ、種々なる理論は従つて起らざるを得ざるなり、此の如くなれば、法律制度を以て正邪の標準とすること、未だ其當を

得たるものといふを得ざるなり、此れに由りて之れを觀れば、徂徠及びホップス氏の見解は尙ほ議すべきもの多きを知るべし、但、人の視線をして新規の點に轉せしめ、更に從來學者着眼の圈套外に研究の局面を開きたるは、其功の存する所なり、ホップス氏は姑く之れを置き、徂徠が日本哲學史上一種特異の地位を占むるもの、職として此れに之れ由るといふべきなり、

(三)

徂徠は聖人は學んで至るべからずとし、單に其道を學んで之れを行ふことを勸告せり、其聖人とは、伏羲、神農、黃帝、堯、舜、禹、湯、文、武、周公、孔子の十一人を言ふ、然れども伏羲、神農、黃帝の時、禮樂未だ大に興らざるが故に、後世之れを祖述すること能はず、故に此三帝は聖人は聖人なれども、未だ其至れるものにあらず、堯、舜、禹、湯、文、武、周公の七人に至りては、其徳廣大高深にして備はらざるなく、禮樂を制作して、人道を建設せりとし、乃ち是れを聖人と稱せり、孔子は禮樂の作者にあらざるが故に、是れを聖

人と稱するは當らざるに似たり、然れども又古聖人の道、孔子によりて傳はれりとの薄弱なる理由を以て聖人の名を附せり、然れども孔子が唐虞三代以來の道德思想を集めて之れを大成し、後世萬衆の爲めに人道の基礎を置きたるは事實にして、其影響の偉大なる、豈に堯舜禹湯文武周公の及ぶ所ならんや、況や伏羲神農黃帝をや、今日より之を觀れば、眞に世界的の智者 Weltweiser ともいふべきものは、支那に於て獨り孔子あるのみ、孔子は支那人中より出でたりと雖も、人間の靈妙なるものとして、固より世界的なり、凡そ世界人類の歴史に於て此の如き靈妙なる人間の出でたりといふことは、其興味といひ、其旨趣といひ、獨り支那の範圍に限らるべきにあらざるなり、若し聖人を以て大智大徳を具せる靈妙なる人間とせば、支那に於て孔子に優るものなし、是故に支那に於て聖人と稱すべきは、獨り孔子あるのみ、若し伏羲神農黃帝若くは堯舜禹湯文武周公の如きものを求めば、東西の歴史上多々之れあるなり、此の如き普通の統治者豈に必ずしも聖人と稱するに足らんや、徂徠

學則の首めに論じて曰く、

東海不出聖人、西海不出聖人、云云、

と、然れども徂徠が意味するが如き聖人は、古來東海にもあり、西海にもあり、試に算へ來たれば、其多きに堪へざらんとす、徂徠は餘りに支那を崇拜し、彼れが眼孔は遂に支那以外に出づること能はざりき、固より昔時の事なるが故に歐米各國の史的事實を知らざるは、今更に之れを咎めざれども、近く日本と印度とを考察すれば、已に其主張の妄謬を自覺し得べきに、事此に出でざりしは、彼れが爲めに惜みても餘りありといふべし、假令ひ普通の統治者を外にするも、聖人は支那以外にも亦之れあるなり、釋迦、基督及びソクラテス氏の如きは、孔子と同じく、是れを聖人といふを得べく、近世に於てもカント、ダーウキン二氏の如きは、或は聖人の中に列するを得べきものならん、果して然らば、支那以外、聖人を出ださずとすることの如何に、呆愚なる見解なるかは、舌を勞するまでもなきことなり、然れども徂徠は後世の聖人を豫期せざるにあらず、

答安澹泊書に云く、

儒者之業、唯守章句、傳諸後世、陳力就列、唯是其分、若其道、則以俟、後聖人、是不佞之志也。

是れ一種の豫言にあらずして何ぞや、後世に至りては時勢境遇等大に古代に異なるものあるが故に、聖人出づることありとするも、其如何なる態度を取るかは、豫め之れを知るべからず、然れども古代の聖人とは其態度を異にするもの多かるべきは、略、想見するを得べきなり、姑くカント、ダーウキン、二氏を以て聖人とせば、其態度の孔子、釋迦、基督及びソクラテス氏に異なること亦甚しからずや、

徂徠が聖人は統治者に限るものと思惟せしは當らず、聖人は統治者にもあり得べく、又被統治者にもあり得べし、統治者たると、被統治者たるとは、毫も聖人たるの資格を妨ぐるものにあらざるなり、又徂徠は氣質の不變化を説き、妄意聖人たらんことを求むるの非を言へども、凡そ人間の進化發展せんとするに當りては、必ず其實現すべき理想を要す、然

るに抽象的の理想は、餘りに空漠にして殆んど捉へ難きの弊あり、是を以て多くは具體的の理想を實現せんとす、具體的の理想としては、聖人より高尚且つ偉大なるはなし、是を以て苟も具體的の理想を要する以上は、豈に聖人を以て其理想となさざるを得んや、徂徠、宋儒を難じて曰く、

宋儒乃ち身聖人たらんことを求む、然れども程朱既に聖人たること能はず、而して孔子の後復た聖人あることなければ、則ち是れ空言を懸けて、以て人に能はざる所を強ふるなり、(答安澹泊書)

是れ事實なり、然れども宋儒が放蕩無頼の徒たらずして、謹厚誠實にして、能く有徳の君子たることを得しもの、其聖人を理想として、之れを實現せんとせしに由る、假令ひ彼等が聖人たること能はざるも、已に有徳の君子たるを得ば、是れ已に十二分の報酬なり、乃ち以て多とするに足る、且つ徂徠は聖人は學んで至るべからずとすれども、是れ亦絶對的に然く斷定すべきにあらず、聖人たらんと欲する者は、固より天才なかる

べからず、然れども聖人と雖も、學ばずして聖人たるを得しといふを得ず、徠徠自らも、古之學而爲聖人者、唯湯武孔子耳」といひて、少くも湯武孔子の三人を以て學んで聖人たるを得しものとせり、世の斗筭の輩が凡庸人の身を以て敢て聖人たらんことを企圖するが如き、眞に滑稽に過ぎずと雖も、亦何人が果して天才を有するかは、豫め察知すること能はず、必ず多少の研磨を経て始めて天才の有無いかんを揣摩し得べきのみ、天才有無の問題を解決するは、畢竟當該者の行動いかんによること多しとなす。徠徠の論、一理なきにあらざるも、未だ盡くさるる所あるを知るべきなり、之れを要するに、徠徠が男性的道徳を主張して、積極的發展の要を鼓吹せしは、後人の感謝せざるを得ざる所なれども、個人私徳の修養を重んぜずして、多數の子弟をして、放縱暴慢に口實を得せしめしが如き、彼れ到底其名教上の責を負はざるを得ざるなり、此の如くなれば、寧ろ聖人を理想とし、個人私徳の修養を重んずるの穩健なるに若かざるなり。

第九 徠徠門人

〔徠徠の子孫を除く〕

太宰春臺、名は純、字は徳夫、後に出だす、

服南郭、名は元喬、字は子遷、小字は小右衛門、南郭と號し、又芙蓉館と號す、姓は服部氏、自ら修して服氏となす、平安の人、南郭人となり、風流溫藉、藝苑の士、欽慕せざるものなし、寶曆九年江戸に没す、年七十七、著はす所、南郭文集、大東世語、燈下書、遺契、文筌、小言等あり、南郭の事蹟は先哲叢談卷之六、近世叢語卷之三、野史卷二百六十及び先哲像傳卷四等に見ゆ、南郭の義子、元雄、字は仲英、小字は多門、攝津の人、著はす所、蹈海集八卷あり、其事蹟は先哲叢談卷之六に見ゆ、南郭の門人としては、鶴殿本莊、石島筑波、莊田豊城、安達清河、山本友石、宮瀬龍門、新井滄洲、原田東岳、齋宮靜齋、湯淺常山、熊本華山、源乘富、望月三英、村松貞吉等あり、又龍門の門人としては、清水江東、宇野東山等あり、

安藤東野、名は煥圖、字は東璧、小字は仁右衛門、東野と號す、姓は安藤氏、修して藤氏となす、下野の人、東野、周南と諸子に先ちて疾く徂徠に歸す、就中東野最も肯綮を得たり、徂徠の終に海内に木鐸たる東野實に之れを翼賛すといふ、惜らくは彼れ略血の疾を致し、享保四年を以て歿す、年僅に三十七、著はす所、東野遺稿三卷あり、南郭、東野の碑文を撰ぶ、又東野の事蹟は先哲叢談卷之七、近世叢語卷之三、野史卷二百六十及び先哲像傳卷四等に見ゆ、

山縣周南、名は孝孺、字は次公、小字は少助、周南と號す、姓は山縣氏、修して縣氏となす、周防の人、幼にして穎敏、帝兒に異なり、殊に父良齋、周南を家庭に教ふることに頗る嚴なり、毎日周南をして樓上に登りて書を讀ましめ、梯子を去りて下ることを許さず、是を以て群籍を博渉するを得たり、長じて徂徠に師事す、是時徂徠業未だ大に振はず、而して周南東野早く其門に及び、迭に翼をなす、是を以て徂徠大家を成すに及び、二子を待つもの、餘人に異なるものありといふ、延享二年病を得、歳を

經て已まざ、凡そ褥にあること八年、寶曆二年を以て終る、年六十六、著はす所、周南文集十卷、爲學初問五卷等あり、爲學初問一に護園談餘と題し、徂徠の著作とするは誤なり、南郭、周南の碑文を撰び、男泰恒、周南の行狀を撰ぶ、其他周南の事蹟は先哲叢談卷之七、近世叢語卷之一、野史卷二百六十及び先哲像傳卷四等に見ゆ、周南の門人に瀧鶴臺、增野雲門、林東溟、和智、東郊、津田、東陽、田坂、瀨山、山根、華陽、三浦、衛興、小田、村鹿門、小倉、鹿門、仲子、岐陽、窪井、鶴汀、田中、相江等あり、就中東郊、鶴臺及び東溟の三子を周南門の三傑と稱す、

平野金華、名は玄仲、字は子和、俗稱は源右衛門、金華と號す、姓は平野氏、修して平氏となす、陸奥の人、人となり滑稽、疎狂、酒を飲んで愴慨す、又猫を愛すること甚しく、其飼養する所十八頭に至るといふ、閑散餘錄卷之下に云く、

平子和初め醫を以て三浦侯に仕ふ、醫を業とすることを屑とせず、強ひて仕を致し、後儒を以て守山侯に仕ふ、時に月俸甚だ微なり、あ

る時五月五日の前に官長の曰く、五日には新しき葛衣かたぎを著て朝せられよと、その日に至りて婦人の服を著けて出づ、官長これを咎む、子和曰く、臣が如き微祿のものは、新衣を貯ふことを得ず、然りと雖も、官長の令に違ひ難し、細君が藏むる所や、新し故を以てこれを著たりと、侯聞いて即日、月俸を増加せられしと云ん、

其所行率ぬ此の如し、享保十七年を以て江戸に没す、年四十五、著はす所、金華文集ありといふ、南郭、金華の碑文を撰ぶ、又金華の事蹟は、先哲叢談卷之七、近世叢語卷之三、野史卷二百六十、及び先哲像傳卷四等に、見ゆ、金華の門に戸崎談園あり、

高蘭亭、名は惟馨、字は子式、蘭亭と號し、又東里と號す、本姓は高野氏、裁して高氏となす、江戸の人、幼にして徂徠に従つて學び、年十七にして、瞽となる、是れより専ら心を詩に潜め、遂に詩を以て家を成す、徂徠の門詩を以て名あるもの、十數人、南郭を推して盟主となす、而して蘭亭最も、晩出にして、常に南郭に兄事す、幾もなく、詩名之れと並び馳す、當時

詩を言ふもの、二家の門牆に倚らざるはなし、蘭亭性善く、酒を飲み、豪宕奇を好み、常に罽毼杯を舉げて飲をなす、パイロンが罽毼杯を舉げたると一對の奇話たり、寶曆七年、江戸に没す、年五十一、蘭亭六たび娶りて、遂に子なし、著はす所、蘭亭遺稿十卷あり、蘭亭幼より作る所の詩、萬有餘篇、病革なるに及んで、悉く之れを火に投ず、是に於て松崎君脩、稻垣穉明、谷文卿等相謀りて、各嘗て私に録する所のものを輯めて之れを世に刊行す、是れを蘭亭遺稿となす、蘭亭が事蹟は、先哲叢談卷之八、近世叢語卷之三等に見ゆ、蘭亭の門人に、横谷藍水、唐橋君山あり、
宇瀧水、名は惠、字は子迪、小字は惠助、瀧水と號す、本姓は宇佐美、修して宇となす、南總の人、年十七にして、江戸に來たり、徂徠に師事す、然れども、其塾にあること僅に三年にして、徂徠没す、故に、未だ全く徂徠の旨を得るに至らず、因りて尙ほ研鑽己まず、之れを久うして、學大に進む、瀧水篤く、徂徠を信じ、力を盡して、其遺著を校刻す、例へば、四家雋、右文矩、文變考、絶句解、絶句解拾遺、南留別志の如き、皆瀧水が校刻する所に係

る、其自ら著はす所の辨道考、辨名考、絶句解考、證絶句解拾遺考證の類亦皆徠の意を領會するを以て主となす、其徠門に功あること、高足の弟子と雖も、及ばざる所なり、瀧水、安永五年を以て卒す、年六十四、服元立、瀧水が碑文を撰ぶ、又瀧水が事蹟は先哲叢談卷之八、續近世叢語卷之五、先哲像傳卷四等に見ゆ、

本多猗蘭子、名は忠統、字は大乾、猗蘭子と號し、又晩年拙翁と號す、伊豫守と稱し、神戸の藩主たり、徠集中西臺藤侯と稱するもの、是れなり、寶曆中に卒す、年六十七、著はす所、猗蘭臺集廿九卷及び其他古言録、猗蘭子等數種あり、

餘熊耳、名は承裕、字は子綽、大内氏、小字は忠大夫、熊耳と號す、陸奥の人、彼れ自ら言ふ、其先百濟の明帝の太子餘琳より出づ、故に餘を以て本姓となすと、唐津侯に仕ふ、時人當今の于鱗と稱す、春臺南郭歿して、後經義は、宇子迪、松崎君脩と呼び、修辭は、斯人のみを稱す、安永五年四月に歿す、年八十、著はす所、熊耳文集十六卷、全後篇十二卷、熊耳遺稿十二卷

等あり、其事蹟は先哲叢談卷之七及び續近世叢語卷之五に見ゆ、熊耳の義子蘭室又職を襲いで唐津の儒官たり、熊耳の門人に岳東海、長坂圓陵、市川鶴鳴、中根君美、藤南豐、田中江南、石金瀬濱、岡道溪等あり、蘭室の門人に又大竹麻谷あり、

三浦竹溪、名は義質、字は子彬、初の名は良能、通稱は平大夫、竹溪と號す、江戸の人、初め甲斐侯に仕へ、後、吉田侯に仕ふ、竹溪尤も志を經濟に留め、律學に精し、寶曆六年五月に沒す、年六十八、著はす所、竹溪文集三卷及び其他數種あり、其事蹟は先哲叢談後編卷之五及び近世叢語卷之三に見ゆ、

鷹見爽鳩、名は正長、字は子方、通稱は三郎兵衛、爽鳩子と號す、三河の人、田原侯に仕ふ、爽鳩詩才逸宕にして、群衆に拔く、而して平生尤も故舊に厚し、又志を經濟の學に留む、貴紳嘗て徠に問ふて曰く、弟子の經濟に長ずるものを誰れとかなすと、徠乃ち答ふるに、爽鳩と竹溪とを以てし、稱して能く時務に通曉するものとなす、爽鳩享保二十年四月

を以て歿す、年四十六、著はす所、或問珍三卷、詩筌二卷、爽鳩遺稿一卷あり、其事蹟は先哲叢談後編卷之三に見ゆ、爽鳩の孫を星阜といふ、著はす所、數種の書あり、

越智雲夢、名は正珪、字は君瑞、雲夢と號し、又神門叟と號す、曲直瀨氏、養安院と稱す、江戸の人、幕府に仕ふ、雲夢の先は伊豫越智の裔なり、故に越智氏を冒し、又自ら修して越となす、雲夢、祖先の業を紹ぎ、醫を以て官に食むと雖も、平生甚だ方技の説を好ばず、反りて詞藻を以て専務となせり、彼れ人となり、質實謹厚、家人に對すと雖も、未だ嘗て聲色を厲うせず、其從僕、奴婢、常に謂ふ、吾主人に於て見ざるもの三あり、曰く、慍顔を見ず、曰く、詰語を見ず、曰く、鄙吝を見ず、雲夢、延享三年三月を以て歿す、年六十一、著はす所、懷仙樓文集、神門餘筆等あり、服部南郭、其墓碑を作る、南郭集四編卷之八に見ゆ、又其事蹟は先哲叢談後編卷之三に見ゆ、

秋元淡園、名は以正、字は子帥、小字は喜内、岨夷と號し、又淡園と號す、岡崎

侯の文學たり、著はす所、淡園初稿あり

吉田孤山、名は有隣、字は臣哉、(一作巨哉)俗稱は孫兵衛、孤山と號す、森川侯

の上大夫たり、蚤に徂徠に従學し、譯文筌蹄を校して之れを上木せり、山井崑崙、名は鼎、字は君彝、崑崙と號す、通稱は善六、紀州侯の書室となる、享保十三年四月を以て歿す、著はす所、七經孟子考文三十二卷あり、此書支那に於て非常に珍重せられ、遂に阮元の翻刻を経て、我邦にも舶來するに至れり、

釋萬菴、名は原資、芙蓉と號す、幼にして詩に巧なるを以て時人之れを文珠小僧と呼ぶ、後、徂徠及び南郭に學んで詩風を變ず、江戸の芝東禪寺(臨濟宗)に住し、元文四年を以て歿す、年壽未だ詳ならず、著はす所、江陵集、古今諸家人物志等あり、萬菴が門人に僧獨麟、龜井南冥等あり、

根本武夷、名は遜志、字は伯修、俗稱は八郎右衛門、武夷と號す、根本氏、自ら修して根となす、相模の人、山井崑崙と共に七經孟子考文を著はし、且つ論語皇侃義疏を校正上木す、先哲叢談續編卷之九に云く、

武夷嘗て山井崑崙と同じく下野の足利學に遊ぶ、七經を校勘して還る、七經とは詩書易春秋禮記論語孝經を言ふなり、蓋し我土傳ふる所の舊本を以て同異を標舉し、明版注疏の誤脱を刊正するものなり、其書御覽を經、銀錠十枚を賞賜す、而して後、又經筵を講官物北溪に命じて、其遺漏を補苴せしむ、益すに孟子を以てす、總べて二百六卷、三十六本、題して七經孟子考文補遺といふ、蓋し徠徠の建言する所による、官之れを刻して天下に布く、享保十七年壬午の正月、長崎の尹をして之れを彼土に傳致せしむ、彼の清の仁宗嘉慶二年之れを翻刻し、稱して以て盛舉となす、其原皆崑崙武夷の手鈔する所に出づ、眞に不朽の業といふべし。

明和元年十一月に卒す、年六十六、其事蹟は先哲叢談續編卷之九に見

ゆ

板倉瓊溪名は安世、字は美仲、瓊溪と號し、又帆丘と號す、通稱は安右衛門、江戸の人、弟經世と共に徠徠に師事す、著はす所、帆丘集八卷あり、文會

雜記卷之三下に云く、

美仲文集は帆丘遺稿とて十卷ばかりもあり、美仲増上寺門前廣小路に家をかり、舌講してありけるとなり、大言のみ云ひけれども、南郭をば赤羽先生と云ひけるとなり、美仲歿後文集梓行覺束なしと仲龍云へり、

其事蹟は近世叢語卷之五に見ゆ、

石川大凡名は之清、字は叔潭、默齋と號し、大凡山人と號す、通稱は重次郎、江戸の人、幕府に仕ふ、著はす所、大凡山人集八卷あり、

田中蘭陵名は良暢、字は士舒、蘭陵と號す、小字は武助、江戸の人、富春叟(即ち)田(省)の甥なり、田中氏自ら修して田となす、蘭陵は板倉帆丘、山田麟(即ち)岡井(省)、嶮州と共に護社妙年の四傑と稱せらる、而して蘭陵尤も其魁たり、享保十九年に卒す、年三十六、著はす所、蘭陵集あり、服部南郭其碣を作る、南郭集二編卷之八に見ゆ、

岡井嶮州名は孝先、字は仲錫、嶮州と號す、通稱は郡大夫、讃岐侯の記室た

り、

山田麟嶼名は正朝、後に弘嗣と改む、字は大佐、麟嶼と號す、初め徂徠に學
び、後、東涯に學ぶ、事は東涯門人の處に詳なり、

柴山鳳來名は博我、字は子文、鳳來と號す、本姓は木戸氏、武藏の人、松平伊
豆侯の世臣、晩年職を辭して遺叟と號す、明和八年に歿す、年八十、其事
蹟は續近世叢語卷之一に見ゆ、鳳來が子豫章、亦徂徠の學を奉ず、明和
四年、父に隨つて京師に遊び、病に罹りて歿す、年三十八、鳳來の門人に
室重明あり

匹田九臯名は進脩、字は子業、九臯と號す、羽州の人、莊内侯に仕ふ、元文三
年五月を以て病歿す、年三十九、春臺其碑陰を作る、

晁玄洲名は文淵、字は涵德、玄洲と號し、又玉壺山人と號す、通稱は甚右衛
門、本姓は朝比奈氏、自ら修して晁氏となす、尾藩の世臣なり、

晁南山名は泰亮、字は君采、南山と號す、通稱は頼母、本姓は朝比氏、自ら修
して晁氏となす、河内狹山侯の大夫、致仕の後、用拙齋と稱す、南山集を

著はせり、

久津見華岳名は義治、字は京國、小字は吉左衛門、華岳と號す、姓は源氏、三
河の人、苅谷侯の世臣たり、其事蹟は近世叢語卷之六に見ゆ、

木下蘭臯名は實聞、字は公達、一の字は希聲、蘭臯と號し、又玉壺真人と號
す、通稱は宇左衛門、姓は木下氏、自ら修して木となす、尾張の人、尾藩の
世臣たり、嘗て曰く、謂ふに天下の事は曲藝、小技の最も下なるものと
雖も、必ず學んで後之れに通ず、而るを況や、已れを修め、人を治むるの
道に於ておや、今の士大夫、苟も其道を學ばず、徒に已れが智力を以て、
衆庶を制御し、自ら之れを臆に斷ずるは、譬へば猶ほ有力の曾て射御
の術を學ばずして、彎強を好み、悍馬に騎るがごとし、以て射れば、激發
し、以て御すれば、風逸す、其能く命じて正鵠に中たり、銜轡を按せんと
欲するも、豈に之れを得べけんや、今の君長たるもの、此れに類するも
の多し、世射御の以て學ばざるべからざるを知りて、已れを修め、人を
治むることの以て學ばざるべからざるを知らず、亦惑へるの甚しき

ものなり」と、寶曆二年八月を以て病歿す、年七十二、著はす所、玉壺吟草四卷、附録一卷、客館瑠粲集二卷、蘭阜遺文六卷等あり、其事蹟は、先哲叢談續編卷之七に見ゆ、

辻湖南、名は敏樹、字は稷卿、湖南と號す、江州辻村の人、故に辻を以て姓となす、本姓は源氏、丹波笹山侯に仕ふ、

伊藤南昌、名は元啓、字は進迪、南昌と號す、通稱は一臈

木村蓬萊、名は貞貫、字は君恕、初め嶺南と號し、後、蓬萊と號す、通稱は勝吉、姓は木村氏、自ら修して木となす、尾張の人、勝山侯に仕ふ、蓬萊資性直諒にして、獨在の時と雖も、皎然として、自ら欺かず、其經義を講ずるや、譬を取りて説明し、言語明爽、中江藤樹の人となりに似たり、故に至愚の人と雖も、其旨意を領悟し、師徳を仰慕するに至る、蓬萊常に曰く、「白鷗水にありて悠然として、浮び清閒自得し、而して其足躁擾、少しも息ふることを得ず、是れを以て其性を失はず、人の世に處するも、亦此の若きのみ」と、又嘗て曰く、「己れ不善にして、人之れを譽む、以て喜となす、

に足らず、己れ善にして、人之を毀るも、以て憂となすに足らず」と、彼れ又慈善に厚し、彼れ少き時、家貧うして、常に十日の食なし、然れども、來たりて門外に立ち、食を乞ふものあれば、米櫃を傾倒して、之を施與せり、彼れ紀平洲と交はれり、彼れが徂徠に學びたるは、幼少の時、事なれば、彼れが德行は、徂徠に學べるにあらずして、寧ろ友人の感化に本づくならん、彼れ明和二年十月を以て、江戸に歿す、年五十一、著はす所、玉壺詩選二卷、蓬萊詩稿四卷あり、其事蹟は、先哲叢談後編卷之五及び續近世叢語卷之一に見ゆ、

土屋藍洲、名は昌英、字は伯暉、藍洲と號す、豊前中津の人、詞章を以て稱せらる、延岡侯に游事し、尋いで祿を辭し去り、後、又醫術を以て、小倉侯に仕ふ、其事蹟は、近世叢語卷之五に見ゆ、

守屋峩眉、名は煥明、字は秀緯、峩眉山人と號す、江戸の人、大垣侯に仕ふ、初め、東野に學ぶ、東野歿して後、徂徠に學ぶ、寶曆四年に歿す、年六十二、服部南郭、其墓碑を作る、南郭集四編卷之八に見ゆ、又其事蹟は、近世叢語

卷之四に見ゆ

菅谷甘谷名は晨耀字は子旭、通稱は小膳甘谷と號し、又南嶠と號す、初め堀氏、徂徠集に屈子旭又は南嶠秀才といへるもの、是れなり、江戸の人、大坂に住し、専ら師説を唱ふ、大坂の地物氏の學を唱ふるもの、斯人より起るといふ、寶曆十四年に歿す、年六十餘、著はす所、南嶠園集、甘谷遺稿あり、甘谷の門人に橋本樂郊あり、

入江南溟、名は志園、字は子園、通稱は幸八、南溟と號し、又滄浪居と稱す、武州の人、終身仕へず、南溟の門人に熊坂台州あり、

芳村天仙子、名は恂益、字は慄夫、一の字は謙受、天仙子と號し、又五雨亭と號す、少うして軼才あり、學問淵博、京の北山に退居し、終身著述を以て業となす、徂徠稱して「好學君子之醫也」といへり、著はす所、内經綱紀、醫學正名等數種の書あり、

大野北海、名は通明、字は子詰、北海と號す、通稱は忠右衛門、奥州の人、兵學を以て家を爲す、蓋し鉛錄の世に行はるゝ、斯人徂徠の兵學を奉ずる

に由るといふ、著はす所、北海文集あり、

小田村廊山、名は公望、字は望之、一の字は士彦、小字は伊介、周防郵鄭の人、幼にして明秀、善く詩を作る、世稱して神童となす、十二歳にして周南の門に遊び、十七歳にして江戸に之き、徂徠に従つて學ぶ、徂徠其文を賞して「雕虎の才あり」といふ、明和三年を以て歿す、年六十四、其事蹟は續近世叢語卷之六に見ゆ、

板倉蘭溪、名は淳行、字は敬德、蘭溪と號す、通稱は助三郎、帆丘が兄なり、板倉龍洲、名は經世、字は美叔、龍洲と號す、通稱は經之丞、帆丘が弟なり、谷元淡、字は大雅、郡山侯の儒臣たり、

田中冠帶、名は喜古、冠帶老人と號す、通稱は邱愚右衛門、後に兵庫と改む、武藏の人、幕府に仕ふ、冠帶蚤に神童の名あり、彼れ弱冠の時より常に志を富國強兵の術に留め、嘗て謂ふ、財は聚むるに難からざるなり、取予能く當たれば國富む、方は施すに難からざるなり、賞罰能く正しければ兵強しと、享保十四年に歿す、時に年六十八、著はす所、民間省要廿

卷、治水要方二卷、冠帶筆記四卷あり、其事蹟は先哲叢談續編に見ゆ、宇野士朗、名は鑒、字は士茹、後の字は士朗、小字は兵介、宇野氏、自ら修して、宇氏となす、士新が弟、平安の人、年僅に三十一にして、士新に先ちて卒す、遺稿五卷ありといふと雖も、世に傳はらず、其事蹟は先哲叢談卷之四に見ゆ、

住江滄浪、名は昭猷、字は君微、通稱は萬之允、滄浪と號す、享保十三年を以て歿す、年三十八、其事蹟は肥後先哲事蹟卷一に見ゆ、

中根東里、名は若思、字は敬夫、東里と號す、通稱は貞右衛門、伊豆の人、嘗て徂徠に學ぶ、然れども後、陽明學に歸す、事は、日本陽明學派之哲學に詳なり、又其事蹟は先哲叢談後編卷之五に見ゆ、

篠崎東海、名は維章、字は子文、東海と號す、篠崎氏、通稱は金五、江戸の人、徂徠、東海の人となりを愛し、屢、其學術を稱す、故に春臺南郭等之れに眷顧せざるはなし、後麟嶼と共に東涯に學ぶ、東海元文四年七月を以て歿す、年五十四、著はす所、三十餘種あり、其事蹟は先哲叢談續編卷之六

に見ゆ、

以上列舉せる門人の外、松崎白圭、釋大潮、成島錦江、越智平菴等、皆護園の徒にして、殆んど門人の列にあり、委しく徂徠學派の處に見ゆ、

第十 徠徠關係書類

- 物徠徠自記年譜
- 徠徠事蹟
- 徠徠先生墓碣及誌
- 南郭文集
- 春臺文集
- 滌芝園漫筆
- 先哲叢談〔卷之六〕
- 先哲年表
- 近世叢語〔卷之一〕
- 茅窓漫錄
- 問合早學問
- 正學指掌附錄

武門諸說拾遺〔卷之十九〕

拙堂文話〔卷一〕

日本詩史〔卷之四〕

二老畧傳細井九臯著

儒學傳

文會雜記

閑散餘錄〔卷之下〕

先哲像傳〔卷三〕

素餐錄

斯文源流

學問源流

儒學源流

北窓瑣談

埋木花

八水隨筆

一言一話

江戸名所圖會

假名世説 大田南畝著

筆疇 原東岳著

讀書會意 卷中 澁井太室著

野史 卷二百六十

日本諸家人物志

古今諸家人物志

近世大儒列傳 上卷 内藤燦聚著

藝苑叢話 上卷 山縣篤藏著

日本名家人名詳傳 上之卷

荻生徂徠一卷 山路彌吉著

日本儒林譚 下卷

鑒定便覽

名家全書

近世名家著述目錄

慶長以來諸家著述目錄

大日本人名辭書

大日本史料原稿一卷

日本德育史傳

讀史論集 山路彌吉著

日本倫理史稿

日本哲學要論 有馬祐政著

伊物二氏の學案 島田重禮 ○哲學雜誌第八十八號及び第九十三號

ポツブスと徂徠 加藤弘之 ○東洋哲學第二編第一號

仁齋徂徠學術の同異 内藤恥叟 ○東洋哲學第三編第二號

徂徠學の話 島田重禮 ○學士會院雜誌第十七編之十

孔子の道と徂徠加藤弘之○學士會院雜誌第十六編之七

教育家としての荻生徂徠杉山富樫○教育學術界第一卷第二號乃至第十號

○以下徂徠學を駁撃せるもの

論語考六卷 宇明霞著

辨道解蔽二卷 石川麟洲著

古學辨疑二卷 富永滄浪著

非物篇六卷 五井蘭洲著

非徵八卷 中井竹山著

閑距餘筆一卷 寫本○全上

非徂徠學一卷 蟹養齋著

辨復古一卷 同上

非辨道辨名一卷 森大年著

非物氏一卷

燃阜錄一卷

讀書正誤一卷 石川香山著

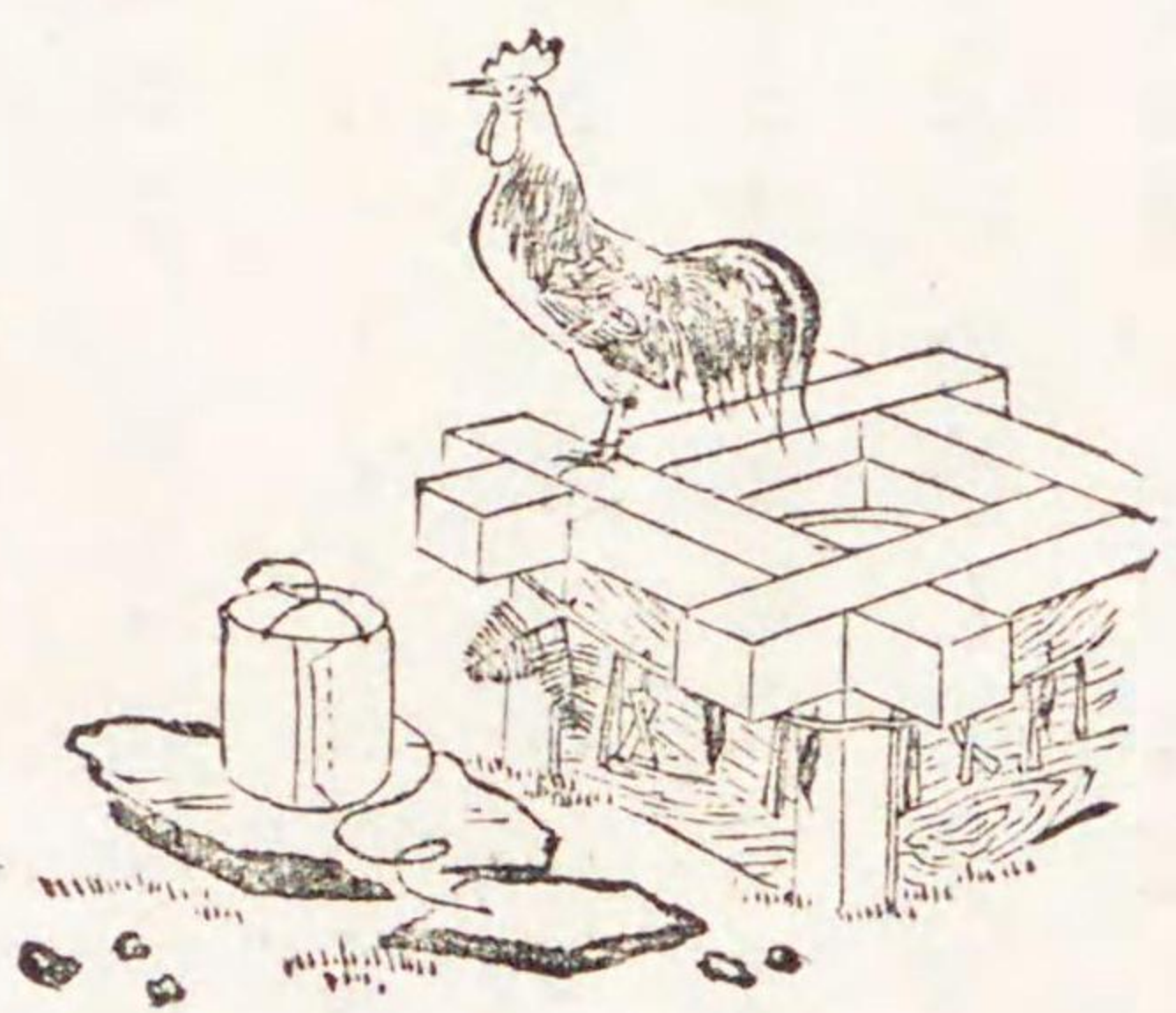
桂館漫筆一卷 原雙桂著

讀辨道一卷 龜井昭陽著

正學指掌一卷 尾藤二洲著

講學編二卷 唐崎廣陵著

物學辨證二卷 同上



第十一 徠徠學派即ち護園學派

徠徠の徒は徳川時代に於て鬱然たる一大學派を成せり、是れを徠徠學派といふ、又是れを護園學派ともいひ、又古文辭學派ともいふ、此學派の影響の偉大なる、恐くば堀河學派の及ぶ所にあらざらん、假令ひ徠徠が學に短處の指摘すべきもの、少からずとするも、亦其人格の尋凡ならざりしこと、此れによりて以て推測するを得べきなり、徠徠唯一女あり、因りて兄伯達の子道濟を養ふて嗣となし、女を以て之れに妻はす、道濟、字は太寧、小字は伊三郎、後、惣右衛と改む、金谷と號す、柳澤侯に仕ふ、平生退證以て己れを律し、人と競ふことを好まず、門に至るものあれば、經義は春臺に問ひ、文章は南郭に問ふべしといひ、敢て自ら名父の子といふを以て居らず、故に其造詣を知るもの稀なり、安永五年九月を以て歿す、年七十四、其著述として近代名家著述目錄に三十三種を擧げ、續諸家人物志に三十五種を擧ぐ、此れに由りて之れを觀れば、亦以て名父の子たる

に愧ぢずといふべきなり、金谷が子を鳳鳴といふ、名は天祐、字は順卿、鳳鳴は其號なり、惣右衛と稱す、柳澤侯の記室たり、文化四年十二月を以て歿す、年五十三、著はす所、鳳鳴遺稿あり、徠徠が弟を北溪といふ、名は觀、字は叔達、小字は惣七郎、殿中侍講となる、寶曆四年を以て歿す、年八十五、著はす所、七經孟子考文補遺の外十有餘種あり、(慶長以來諸家著述目錄を見よ)北溪の子を青山といふ、名は義俊、字は彦卿、通稱は是三郎、後、惣七郎と改む、享和元年五月を以て歿す、文會雜記卷之三下に云く、

物叔達の子は才學あり、子貢詩傳の字缺を補ひ、板行すべしと云ふ中に歿すとなり、仲龍語れり、

誠に惜むべしとなす、金谷が子孫も、北溪が子孫も、名聲次第に墜ち、今は閑として聞ゆることなし、或は云ふ、荻生氏の苗裔を荻生傳と稱し、現に四谷大番町に住せりと、然れども復た言ふに足るものあるなし、徠徠が門人、果して其幾千百人なるを知らずと雖も、其著名なるは、四十有餘名に過ぎざるなり、就中春臺、南郭、周南、東野、萬庵、金華、瀟水、最も卓絶せり、之

れに徂徠彼れ自身を加へて護園の八子といふ、徂徠直接の門人の外、當時護園の徒たりしもの亦少しとせず、今其重なるものを擧げんに、板倉復軒名は九字は惇叔、小字は九郎右衛門、復軒と號す、本姓は板倉氏、自ら修して板となす、江戸の人、幕府に仕ふ、復軒本と業を木門に受くと雖も、屢、徂徠と交はり、其子をして皆徂徠に學ばしむ、享保十三年を以て歿す、年六十四、其事蹟は先哲叢談後編卷之三に見ゆ、

松崎白圭名は堯臣、字は子允、白圭は其號なり、通稱は左吉、江戸の人、篠山侯に仕ふ、其執政たるや、白圭職に居り、衆に臨むに、専ら君恩を宣べて、臣節を勵まし、廉隅を砥し、名分を正うし、偏頗を杜ちて、賄賂を絶つ、是に於て、か士風大に振ふ、委しくは東涯門人の處に見ゆ、白圭の子に觀海あり、釋大潮名は元皓、字は月枝、肥前松浦の人、龍津寺(黃樂宗)に住す、徂徠の門に於て詩名、萬庵と相齊し、護園能文の士、皆死して後、獨り大潮、南郭と東西に屹立し、聲名殆んど相頡頏す、明和五年を以て歿す、年九十三にして寂す、大潮著はす所、魯察文集二卷あり、其事蹟は近世叢語卷之四に見ゆ、

大潮が門人に高陽谷、龜井南冥等あり、

成島錦江名は鳳卿、一の名は信遍、字は歸德、一の字は子陽、姓は成島氏、自ら修して島となす、道筑と稱し、錦江又芙蓉道人と號す、陸奥の人、少うして江戸に來たり、徂徠の説を喜び、又和歌を善くす、寶曆十年九月に歿す、年七十二、其事蹟は先哲叢談卷之七に見ゆ、錦江の門人に奥貫友山あり、越智平庵名は正球、一の名は正珍、平庵は其號なり、又同齋と號す、其事蹟は皇國名醫傳卷之上に見ゆ、鑒定便覽(卷下)に平庵を以て「徂徠門」とすれども、未だ其果して然りや否やを知らず、然れども其子雲夢をして徂徠に學ばしむるを以て之れを觀れば、其護園の徒たりしや疑なし、

水足屏山名は安直、字は仲敬、肥後の人、

水足博泉名は安方、字は斯立、平之進と稱す、幼にして敏慧、人皆神童と稱す、屏山が子なり、享保十七年十月を以て歿す、時に年僅に二十六、其事蹟は肥後先哲事蹟卷三に詳かなり、

膝鳳湫名は俊明、字は彦遠、鳳湫は其號なり、又老養生と號す、通稱は彦八、

江戸の人尾府に仕ふ、鳳湫一たび徂徠を見るに及ばずと雖も、其説に信服し、中年の後修辭を是れ務む、故に護園の徒にして之れと交はるもの多く、名聲頗る著はる、明和二年十月を以て歿す、年七十、其事蹟は先哲叢談續編卷之九に見ゆ、

孔生駒、名は文雄、字は世傑、生駒山人と號す、日下氏、通稱は眞藏、河内の人、少壯にして群書を涉獵し、強記人に絶す、初め家庭に學び、専ら性理を修め、後、徂徠の學を私淑し、好んで古文辯を作り、李王の説を唱ふ、寶曆二年を以て歿す、年四十一、其事蹟は先哲叢談續編卷之八に見ゆ、

菅沼東郭、名は行、字は大簡一説に名は大、通稱は文庵、東郭と號す、江戸の人、徂徠の學を私淑して浪華に教授す、寶曆十三年十二月を以て歿す、年七十四、著はす所、大學闡東郭文集、鳳鳴集論語徵疏等あり、其子西陵あり、鈴木澶洲、名は渙卿、字は子煥、小字は嘉藏、澶洲と號す、姓は鈴木氏、自ら修して木となす、江戸の人、初め篠崎東海に學んで徂徠の説を私淑す、博洽を以て聞ゆ、安永五年六月に歿す、年六十二、著はす所、澶洲山人文集の外

數種あり、

赤松太庚、名は弘、又之れを通稱とす、字は毅甫、太庚山人と號す、其先播洲の人、太庚に至りて江戸に住し、徂徠の學を私淑し、教授して以て業となす、其學、經義を以て専門となす、明和四年四月に歿す、年五十九、著はす所、九經述、家語述、赤草子あり、太庚當時の芙蓉社諸子の歌詩に耽るものを厭ひ、之れと交はることを欲せず、曰く

名譽は人の賊なり、喧傳は徳の賊なり、模擬剽竊、吟哦を精思するものは、抑、亦詩の賊なり、

太庚常に名教を以て己れが任となし、其自ら信すること甚だ厚し、王侯貴人、禮を厚うして之れを招くと雖も、敢て之れに應せず、乃ち曰く、

我れ豈に四方髦俊の士を得て之れを教育し、各、其徳を成し、各、其材を達し、以て各をして其國家の用に供せしむるに若かんや、

人皆其志を高しとす、太庚人となり、敦厚にして縝重、絶えて浮躁粗豪の氣なし、蓋し春臺以外、護園一派中、稀に見る所の徳行家なり、其事蹟は先

哲叢談後編卷之五に見ゆ、

山内琴臺名は廣邑、字は士英、長門藩貴戚の老、毛利廣規が次子なり、延享三年を以て病歿す、時に年僅に二十三、其事蹟は續近世叢語卷之三に見ゆ、鑒定便覽卷下に「徠門」とすれども、徠に親炙せしにはあらざるなり、

松村梅岡、名は延年、字は子長、梅岡と號す、通稱は多仲、姓は松村氏、自ら修して松となす、江戸の人、天明中に歿す、年五十四、著はす所、駒谷雜言、樵者述旨等數種あり、其事蹟は續諸家人物志に見ゆ、

龍草廬名は公美、字は子明、草廬と號す、通稱は彦二郎、伏見の人、彦根侯に仕ふ、文藝を以て家を成す、然れども操持堅からざるを以て其弊少しとせず、彼れが吟社を幽蘭社といふ、人之れを指笑して遊亂社となす、又富永滄浪が古學辨疑を剽竊して、名詮典詮の二書を著はし、磨滅すべからざる醜名を流せり、彼れ寛政四年二月を以て歿す、年七十八、著はす所、草廬文集、同詩集等數種ありと雖も、世之れを稱するものあるなし、

是等は皆徠と同時代に生存し其學を崇拜し、若くは其感化を受けしものなり、近世叢語卷之二に云く、

徠歿するに及んで其門分れて二となる、詩文は服部南郭を推し、經術は春臺を推す、

以て徠死後に於ける護園學派の景況を知るべきなり、徠死せりと雖も、其門人及び門人の門人等數多にして餘勢、俄に衰ふることなく、一時海内を風靡せんとせり、殊に享保より天明に至るまで凡そ五六十年間最も隆盛の狀を呈せしならんか、文會雜記卷之三上に云く、

徠學にて世間一變すと、然れども徠一生間は人半信半疑を今の世文物の開けたるを見せませば、さぞ悦ぶなるらめ、但、今の時復古と云ふこと俳諧にまで出で、さて、復古に聞きあきたる人々のはめきにさはくまで、輕浮の中のことなり

是れ天明元年を以て歿せる湯淺常山が叙述する所なり、又學問源流に徠學の景況を論じて云く、

徠學[△]享保[△]の初年[△]には、江戸[△]に専ら行はれ、其餘は江戸にて其學を習ひ、其國に歸りて其說を唱ふる人稀にあり、其中にも關東は多しと謂ふべし、京都には東涯の學盛にして、徠の學は新奇の說なりと云ふ人はあれども、學ぶ人は甚だ少なし、其後漸々に徠の說に従ふ人、多くなり、遂に關西九州四國の邊まで盛にして、東涯の學をする人、次第に衰ふ、況や閩齋の流をする人は絶えて稀なり、唯少年の時より習熟せる一二の古老宿轍を改めざるのみにして、習ふ人とはなし、元和寛永の比の風は言ひ出だす人もなく、云云、徠の說、享保の中年以後は、信に一世を風靡すと云ふべし、然れども、京都にて至りて盛んにありしは、徠歿して後、元文の初年より、延享寛延の比まで、十二三年の間を甚しとす、世の人其說を喜んで習ふこと、信に狂するが如しと謂ふべし、

又云く、

寶曆初年の比より稍々に徠の學を疑ふ人多く、専ら學ぶ人少なく、

云云、

と、兎に角天明に至るまでは徠の學なかくに勢力ありしなり、然れども、天明中に至りては、護園の弟子大抵皆凋落し盡きて、其遺教を維持するもの僅に市川鶴鳴、岳東、海及び東藍、田あるのみ、是に於てか其勢力漸く將に地に墜ちんとす、而して其反動は已に天明に先ちて起れり、例へば片山兼山、井上金峨の徒は已に天明以前に折衷學を唱道して、大に護園の學を排斥せり、是に於てか其聲に應じて起れるもの殆んど指を屈するに遑あらざらんとす、天明以後に至りては、山本北山、龜田鵬齋、太田錦城等、大に李王の古文辭を掎撃し、中井竹山亦非物非徵を刊行して、極力之れを舐排することを務めたり、蓋し世人の漸く古文辭を倦厭するの時に際し、徠に快からざるもの一時反抗の氣燄を揚げ、遂に時勢の一轉機を促すに至れり、朱明の世に於て、歸震川、袁仲郎、艾千子の輩が李王に反抗して起りしが爲め、李王の弊、全く一洗せられたるが如く、山本北山、龜田鵬齋、太田錦城等起りて、古文辭の弊を痛論せしが爲め、護園

の餘燄頓に熄み、學界大に面目を一新するを得たり。山本北山が袁仲郎を崇拜せしが如きは、固より反對の極端に走りしものなるが故に、是れ亦幾もなく古文辭と共に廢れ、韓柳歐蘇の文章、廣く世に行はるゝに至り、學は寛政異學の禁以來獨り朱子學のみ、教育主義として勢力を有し、復た各學派の自由競争を見る能はざるに至れり。然れども天明以後と雖も、間、徠を仰慕して起れるものあるを見る。例へば、齋藤芝山、龜井南冥、岡野石城、野田石陽、龜井昭陽、及び藤澤東暎の徒の如き、是れなり。齋藤芝山、名は高壽、字は權佐、世、熊本侯に仕ふ、年二十四にして始めて學に志し、徠が答問書を讀んで、聖人の教の、治國の道たることを知る、乃ち憤然として、其道を學ばんと欲す、然れども僻邑に居りて師友の資なし、是を以て獨り樓上に坐して生米を食ひ、晝夜意を經書に刻し、其義を研味して敢て樓を下らず、年三十九、贊を委して業を問ふものあるに及んで、徠が復古學を主張せり、文化五年を以て歿す、年六十六、其事蹟は近世叢語卷之二に見ゆ。

龜井南冥、名は魯、字は道載、筑前姪濱の人、幼にして釋大潮に學び、後、浪華に遊んで醫を永富獨嘯庵に學び、遂に長州に遊んで山縣周南に謁し、専ら徠の學を信じ、之れを筑前に唱ふ、天明以來、徠の學、大に衰ふと雖も、尚ほ關西に其聲價を墜さざるもの、主として南冥の力によるといふ、文化十一年を以て歿す、年七十二、著はす所論語々由の外、十有餘種あり、其事蹟は續近世叢語卷之一に見ゆ。

岡野石城、名は元韶、字は叔儀、石城と號す、通稱は内藏太、松代の藩士人となり、溫藉沈毅、洽聞多識、初め菊池南陽に従ひ、濂洛の教を奉ず、後、護園の説を得て感悟する所あり、悉く舊學を棄て、之れを學ぶ、文政十三年を以て歿す、年八十六、著はす所、凡そ十餘部、五十餘卷あり、其事蹟は日本教育史資料卷五に見ゆ。

野田石陽、名は孝彝、字は叔友、小字は吉右衛門、石陽と號し、又靈星閣と號す、松山藩の人、學を好み、護園の教を奉ず、文政年間に歿す、年六十、其事蹟は、日本教育史資料卷五に見ゆ。

龜井昭陽名は昱字は元鳳、通稱は是太郎、昭陽と號し、又空石と號す、南冥の子なり、天保七年を以て歿す、年六十四、著はす所蒙史、周易考、尙書考等三十有餘種あり、其事蹟は續近世叢語卷之一に見ゆ、

藤澤東暎名は甫、字は元發、東暎と號し、塾を泊園社といふ、浪華の人、元治元年を以て歿す、年七十二、著はす所東暎文集十卷あり、土屋鳳洲之れが序を作りて曰く、

先生幼にして學を好む、母氏教育法あり、學既に成り、帷を浪華に下し、大に物子の學を倡ふ、蓋し物子歿して百年、其學漸く晦く、先生興るに及んで復た世に明かなり、

東暎又嘗て「徂徠物先生贊」を作る、云く、

聖人之道降爲儒乎、先生出而道始道矣、儒者之教變爲禪乎、先生出而教始教矣、宇宙也、萬里復兮、先生合而單之、宙猶宇也、千歲邈兮、先生貫而操之、嚮焉者背焉者、皆浴厥膏譽焉者、毀焉者、孰窺厥奧、東暎先生文集卷之九

東暎此の如く徂徠を尊崇すと雖も、其文章の如きは必ずしも古文辭といふにあらざるなり、子南岳あり、

土井馨牙名は有恪、字は士恭、馨牙は其號なり、伊賀の人、伊勢津藩に仕ふ、明治十三年を以て歿す、年六十四、著はす所馨牙遺稿十五卷、馨牙齋存稿三卷等あり、彼れ自ら護園派を以て標榜せずと雖も、亦頗る之れに類似するものあり、故に此に附記す、楓井純、彼れが行狀を作りて曰く、

大悟宋明學者之弊、以爲胥失聖人之旨、從是唾棄不講焉、其終身所崇奉、則韓文公而喜清儒考據之說、本邦諸儒、獨取物徂徠、然亦不妄從、識解往々超駕之、蓋自是卓然創一家學矣、

此れに由りて以て其學風を知るべきなり、彼れ嘗て「謁韓祠記」を作りて曰く、

夫子の未だ生れざる、夫子より前に夫子なし、夫子方に生れて、夫子を外にして、夫子なし、夫子已に逝き、夫子に紹ぐに、夫子なし、夫子は聖者か、何ぞ千古の更に夫子なきや、惟是の故に、道孔孟より高うして、人知

らず、文六經に過ぎて人信せず、夫子靈あらば、其れ斯言を聴くに庶か
らん、云云、(黎牙遺稿卷之八)

韓昌黎を以て孔孟に優れりとする事、亦奇矯の論といふべし。

芝山、南冥、石城、石陽、昭陽、東暎等歿してより復た護園の學風を紹いで起
るものなく、徠の系統、是に於てか全く終結を告げたりといふを得べ
きなり。

第二章 太宰春臺

第一 事蹟

徠の門下、才學を以て顯はるゝもの、其人に乏しからずと雖も、道德を
以て自ら任ずるもの、獨り太宰春臺あるのみ、春臺名は純、字は徳夫、小字
は彌右衛門、春臺は其號なり、又紫芝園と號す、信州飯田の人、父言辰兵法
を以て飯田侯に仕ふと雖も、亦好んで書を読む、故に春臺先づ家庭に於
て教育を受くるを得たり、彼れ自ら曰く、

純が先君子嘗て中江氏の學を好み、丞純等が爲めに熊澤氏の賢を稱
す、純齟齬より其語を習ひ聞く、云云、(復備前湯淺之祥書)

此れに由りて之れを觀れば、彼れが蚤に江西派の影響を受けたること
推して知るべきなり、彼れ又春臺獨語に己れが事蹟を述べて曰く、

我父母ともに和歌を好みし故に、八九年の頃より三十一字をつらぬ
るすべを知り、十歳より十二三歳迄に腰をれの歌、凡そ三四百首讀み

たり、師もなく、友もなければ、歌よみたればとて人に見する事もなく、書き付けて藏し置きたるのみなり、其時心に歌に讀みうべきものとのみ思へり、十四五歳の時、始めて詩といふものを學びて、稍、七言絶句などを綴るすべを知り、其時愚心ひそかに思惟せしは和歌を學びて、たとへ上手に成りたりとも、公家の人々を越ゆる事なるまじければ、いつも公家の下にかゝみなんも口惜し、詩は公家の教を受くまじければ、上手にさへなれば公家をも弟子とすべし、此道に於ては天下に恐るゝ所あるまじ、いざ歌よむ事をやめて、詩を作る事を習はゞやと思ひ定めて、書き付け置きたる和歌の反故を悉く焼き捨て、一首もとどめず、夫れより詩を好みてひたすら學習し、廿年を経て、漸く詩の道を明らめたり、

長じて中野擲謙に従つて程朱の學を修む、既にして徂徠の一家言を成すを聞き、其學を棄て、護園の徒となる、文會雜記卷之一下に云く、

春臺初めて徂翁に對面して詩文を出して見せられたる時、足下は詩

文既に一家をなせり、經學を修したまへと云はれたり、一見して其人の長を知ること徂翁の長なりと君修かたれり、

又先哲像傳卷三に一奇話を傳ふ、云く、

春臺始めて徂徠に對面するとき、其才を窺はん爲め、扇面へ釋迦老子並び立ちて孔子半伏の貌を圖して徂徠に贊を請ひければ、筆を取りて「釋迦釋空、老子談虚、孔子伏笑」と書けり、春臺徂翁の才窺ふべからざるを喜び、遂に弟子となりしとぞ、

兎に角春臺一たび徂徠に謁してより、其才學に悅服し、乃ち就いて業を受け、古學を主張す、彼れ曰く、

純等少年より宋儒の書を読んで心中に疑を生じ、其後伊藤氏の説を聞いて、又半信半疑なりしに、徂徠の説を聞いて、頗る信を起せしかども、一旦には疑網解けざりき、總して少き時より、老莊の書、又は釋氏諸家の説までをも講究し、又其後博く諸子百家の書を読んで、取捨斟酌し、三十年の歲月を歴て、年五十に近くなりて、從來の學問、融會貫通し

天下の道、胷中に醞釀して、堯舜禹湯文武周公孔子の道吾が眼にこれを視ること、青天に白日を懸けたるが如く、今に至りては、毫末の疑もなし、(聖學問答卷之上)

是れ其古學に歸して、見解の遂に定まれるを謂ふ、然れども彼れ又間、徂徠に慊焉たらざるものあり、晩年に及んで、稍、一家の見を立つるものあり、延享四年五月を以て卒す、年六十八、春臺子なし、阿武氏の子定保を養ふて嗣となす、定保字は微孺、春臺著はす所、聖學問答二卷、辨道書一卷、春臺文集二十卷、紫芝園漫筆八卷、六經畧說一卷、斥非二卷、文論一卷等二十有餘種あり、

春臺人となり、峭刻にして邊幅を修め、徂徠の如く襟度宏量なること能はず、乃ち徂徠を評罵すること一再ならざるなり、(徂徠の事蹟及び學風の處を參看せよ) 其言往々師の品性を損傷するものあり、彼れが門人としては、稻垣白鳥、五味釜川、宮田金峰、渡邊蒙庵、栗原桶川、僧無相、大鹽鼈渚、井上東溪、原尙賢、堤有節、松崎觀海、釋曉山等あり、觀海の門人には又太田南畝、菊池衡岳、金谷

玉川あり、玉川の門人に伊東藍田あり、

春臺嘗て、自嘲の作あり、云く、

傑然清世一遺民、浪跡江湖似隱淪、冉冉頽齡同犬馬、翩翩才調逐風塵、居恒簡傲思狂者、遲暮寒微背故人、扣角康衢夜歌罷、可憐英氣鬱經綸、

亦以て其人となりを想見するに足るなり

春臺は算術に長じ、又音樂に巧なりき、殊に笛を吹くに於ては妙を得、且つ舞樂をも能くせりといふ、文會雜記卷之三下に

春臺は甚だ算數の理を窮められたり、

と云へるに由りて彼れが徂徠の算術に通ぜざるに比して大に異なる所ありしを知るべきなり、近世叢語卷之三に云く、

太宰春臺善く笛を吹く、日光王音律を好み、之れを聞かんと欲し、人をして之れを召さしむ、春臺辭して曰く、臣は道を講ずるものなり、薄技を奏し、宴樂に供すること能はざるなり、若し我れを復びするものあらば、吾れ其れ笛を破り、復た音を操らざらん、

又彼れは琴曲の事に精はしかりしと見え、文會雜記卷之下に左の如く言へり、云く、

上野君則語りけるは、春臺琴のことに付き、御尋有之度旨、井上河内守殿御指紙を以て、春臺を召さる、春臺曰く、予は樂人に非ずとて出でずして、日を経て河内守殿の邸に至りて、純は樂人にて候はず、それゆゑ樂のことは、得不申上候、文學のこと御尋成され候は、可申上候とあり、河内守殿用人も尤なりと云ひしとぞ、

彼れが人となりも、亦此れに由りて想見すべきなり、文會雜記に又云く、春臺は舞樂をせられたり、辻氏より免許狀をもらはれたり、諸子集の時、舞衣は沼田侯賜はりたるが、ありしとなり、

彼れが性質の峻嚴なるに拘はらず、此の如く美術上の嗜好ありしは、其稱揚すべき所にして、又徂徠の斷じて及ばざる所なり、又彼れが平素の行狀に就いて一顧を價するものあり、文會雜記卷之一下に云く、春臺は至りて精力のつよき人ゆゑ、明日のことを今日しまひ置かる

るものなり、それゆゑ、いつも從容として居られたるとなり、

又云く、春臺は至誠を積みたる人ゆゑ、家人を化したること、奇妙なり、皆聖人の如く思へりとなり、

又曰く、春臺は元來性の急なる人なれども、學問にてねりつめて從容としてをること、習ふて久しきにしたふることを得るものなり、そのゆゑ會業などの日、外より來たる狀などを書くこと、隨分ゆるく書かれたり、すべてその如くにして一生の間、うるたへたることを見することなしと元鱗など語れり、

此れに由りて之れを觀れば、他の謗園の徒と違ひ、春臺は蚤に修養して自得する所ありしなり、彼れ又醫を業とせしこともあり、文會雜記卷之一下に云く、春臺は京に浪人して居られたる時、少しの間、醫になられたるゆゑ、醫

理をば知よくられたるとなり、

其他彼れは又書を能くせしを思へば、其學問技説の多方面に涉れること、決して尋常ならざるを知るなり、

第二 説 學

春臺晩年に至りて稍、一家の見を立つと雖も、其學説の大躰は徂徠のそれを敷衍せるものに過ぎず、聖學問答、辯道書及び文論の三書は春臺が其學説を叙述せし所に於て、此れに由りて彼れが見解いかなを知るべきなり、徂徠が禮樂を重んじて人の心術を問はざるの旨意を春臺一層敷衍して之れを論じ、推して極端まで至れり、彼れ乃ち聖學問答の中に論じて曰く、

凡そ聖人の道には人の心底の善惡を論ずること決して無き事なり、聖人の教は外より入る術なり、身を行ふに先王の禮を守り事に處するに先王の義を用ひ、外面に君子の容儀を具へたる者を君子とす、其人の内心は如何にと問はず、(聖學問答卷之上)

又徳の外面的なるを明言して曰く、
聖人の教は、衣服を最初とす、内心は如何にもあれ、先づ君子の衣服を

着せて、さして君子の容儀を習はし、次に君子の言語を教へ、それより漸々に君子の徳を成就せしむるなり、徳といふは別物にあらず、衣服容儀言語の凝りかたまりたる者なり、(同上)

更に又君子の定義を下だして曰く、

内[△]心[△]は[△]如[△]何[△]に[△]も[△]あ[△]れ[△]、外[△]面[△]に[△]禮[△]義[△]を[△]守[△]り[△]て[△]犯[△]さ[△]ぬ[△]者[△]を[△]君[△]子[△]と[△]す[△]、(聖學問答卷之下)

是れ眞に人に偽君子たることを教ふるものなり、心中邪惡の念を包藏し、唯、外貌をのみ矯飾して禮に合する者の如きは、「ヒポクリット」の標本に過ぎず、豈に此れを以て眞君子となすを得んや、春臺本と道德を以て自ら任ずるの念あるもの、若し藤樹、仁齋若くは益軒の如き良師に就いて道の眞相を窺ふを得ば、此の如き無趣味破廉耻の言をなさざりしならん、然れども道德上嚴肅ならざる護園の弊風に染まりしが故に、遂に此に至れること、亦惜しからずや、彼れ又曰く、

天[△]性[△]に[△]て[△]な[△]す[△]事[△]は[△]何[△]事[△]も[△]表[△]裏[△]な[△]く[△]、内[△]外[△]洞[△]徹[△]し[△]て[△]一[△]致[△]せ[△]る[△]者[△]な[△]り[△]、天

性とは、人々の生れつきたる本性なり、何事も教を待たず、習に因らず、勉強を用ひず、無心無念にて天然自然にてなす事は、皆天性のしわざなり、是れを名づけて誠といふ、中庸の旨なり、(聖學問答卷之下)

是れ今日の所謂本能主義と異なる所なし、何んとなれば、天性を以て本能を意味するものとすればなり、天然自然になす所即ち本能の然らしむる所は、理性の要求によりて或る程度に制限せらるべきものなり、是れ天然自然を桎梏するの意に出づるにあらず、反りて其れをして健全なる範圍に歸せしむる所以なり、古人の所謂誠とは、豈に春臺が言ふ所の如きものならんや、殊に中庸には、慎獨を説く、是れ心中より徹底せる誠意によりて始めて成し得らるべきものにて、決して天然自然のなす所に任せて期し得べき所にあらざるなり、彼れ又論じて曰く

聖[△]人[△]の[△]道[△]に[△]は[△]心[△]中[△]に[△]惡[△]念[△]起[△]り[△]て[△]も[△]能[△]く[△]禮[△]法[△]を[△]守[△]り[△]て[△]其[△]惡[△]念[△]を[△]そ[△]だ[△]て[△]ず[△]、身[△]に[△]不[△]善[△]を[△]行[△]は[△]ざ[△]れば[△]、君[△]子[△]と[△]申[△]候[△]、心[△]中[△]に[△]惡[△]念[△]の[△]起[△]る[△]を[△]ば[△]罪[△]と[△]せず[△]候[△]、(辯道書)

此に至りて春臺は殆んど邪道に陥れり、單に惡念を有すると、其惡念を遂行するとは、罪の輕重之れありと雖も、惡念を有すること、道德上豈に罪なしといふを得んや、假りに古人が惡念を有することを許したりとするも、今は其非を痛論して、眞君子の意義を定むるの抱負なかるべからず、然るに全く古人を誤解し、僞君子を以て唯一の君子となし、公々然と之れを主張するとは、抑又何たる事ぞや、馬太傳等五章第廿八節に、
惟我爾に語り、凡そ婦を見て、慾を懷ふものは、則ち中心已に之れと淫す、

といへるは、心中の罪を問ふものにて、利刃を以て咽喉上に擬するが如し、凡そ道德上の觀念は此の如く嚴厲急切なる處あるにあらざれば、何等の効力もあるものにあらず、若し心中にて種々なる惡事を想像し、此れを以て其習慣とせば、早晚其行爲とならざること、豈に難しとせざらんや、徂徠已に窮理を取らず、春臺亦窮理を非とす、其言或は徂徠より甚しきものあるが如し、彼れ乃ち論じて曰く、

窮理は聖人の所爲なり、凡の學者の及ぶ所に非らず、(聖學問答卷之下)

又曰く、

凡の學者に窮理を教ふるは、大に非なり、(同上)

尙ほ此旨意を一層委しく叙述して曰く、

聖人すら不測とのたまひ置きたる事を、後世の學者として、これを測りて其理を知らんとするは、大に愚なる者なり、縦ひ其理を窮め得て、かくあらで叶はぬ事と言ひ出だせりとも、何を證據として、誰れかこれを信せんや、無益無用の事なり、(同上)

是れ聖人を置いて他に眞理の標準あるにあらずとするものにて、抑、又己れが知力を侮るの甚しきものなり、春臺己れが安身立命を説いて曰く、

日本の佛者の中に、一向宗の門徒は、彌陀一佛を信すること専らにして、他の佛神を信せず、如何なる事ありても、祈禱などすること無く、病苦ありても、咒術符水を用ひず、愚なる小民、婦女、奴婢の類まで、皆然な

り、是れ親鸞氏の教の力なり、今純は一向宗にあらざれども、孔子を信ずること、彼等が彌陀を信ずる如く、鬼神に遠ざかりて、祈禱祭祀せざること、全く一向門徒の如し、室中に先父母の神位を設け、神牌を立て、歳時朔望に奠獻するのみにて、更に神像佛像を安置せず、宅に方寸の護符を貼せず、身に一封の護符を佩びず、厄難に遭ふといへども、神咒を誦し、佛名を念ずること無し、念誦の恃むに足らざることを知るも、故なり、凡そ人は、一生に一たび死せざること無し、何事にて死するも、死するは、死するなり、生ある者の常にて、定まれる事なり、其中に、人は首領を保ちて地に歿するを上とす、古の君子の願ふ所なり、然れども、義に當れる事には、首領を保つことを得ずして死するも、命なり、命盡きざるほどは、必死の地に居ても、死せず、命盡くれば、耆婆、扁鵲が禁方にて、生身の不動觀音の加持にて、も活かすこと能はず、若し祈禱加持にて、厄難を除き、死を免るゝ者ならば、天命は尊ぶに足らざるなり、死生の變のみにあらず、一切の禍福吉凶榮辱升沈貴賤貧富皆然なり、

かくの如く達觀通知して、毫髪も疑惑すること無きを知命の君子といふ、純は知命の君子に非らず、至愚陋劣なること、只一向門徒の如し、是れ純が安身立命の一つなり、次に色欲は、人情の重き者なり、財利は、人の離れがたき者なり、飲食は、人の生命を養ふ者にて、一日も無くて叶はぬものなる故に、男女と並べて、人の大欲なりと、禮運には云へれども、飢渴の時に、何にても飲食して、飢渴止みぬれば、其上には太牢の滋味醍醐の妙味にても、貪る心なし、腹に限量ある故なり、財利の欲は限なき者にて、富める上にも富を願ふは、人の常の情なり、俗諺に、長者富に鑿かずといふは、虚語に非ず、されば色欲と財利とは、防がなく、て叶はざるものなり、聖人これを知らしめて、禮義の教を立て、民の淫佚を防ぎたまふ、禮義を以て、民を制するは、堤坊の水を防ぐが如くなる故に、禮義を坊に譬へたり、男女の欲は、人の大欲にて、是れを縦にすれば、禽獸と異なること無き故に、婚姻の禮を制し、男女の別を嚴にして、人の淫亂を防ぎたまふ、自己の妻妾に非ずして、他に淫するを非

禮とす、釋氏は一向に夫婦を絶し、男女の欲を禁じて、身に其事を行せざるのみならず、心中に其念を起すをも罪とす、聖人の道には、他の婦女を見て、心に美女なりと思ひ、其色を悦んども、身に非禮を行はざれば、禮を守る君子とす、以禮制心とは是れをいふなり、(聖學問答卷之下) 是れ固より春臺一輩の解釋なり、以禮制心といふことはありても、心中何等の惡事を念ふても、君子たるに妨なしといふことは、孔子の曾て教へざる所なり、春臺が所謂聖人の道は、不潔を蔽ふて知らざる爲をするけしからぬ道にて、又其所謂君子は、偽善者に過ぎざるのみ、彼れ尙ほ論じて曰く

心を制すといふは、只其心の欲を、思ふまゝに遂げざるをいふ、釋氏の如く、一向に念を起さしめざるには非ず、釋氏の道は、生きたる人を死人にする道なり、至りて難き事なり、先王の道は、釋氏に比すれば、甚だ行ひ易し、財利には義不義あり、義に當れば、千金の賜、萬鍾の祿をも受く、不義に當れば、一束の芻、一櫛の肉をも受けず、以義制事とは、是れを

いふなり、義といふは先王の義なり、吾人の自己の心にて料簡する義には非ず、先王の義は禮の中に存するなり、釋氏は人に布施の行を勸めて、施す者さへ有れば、多少に拘はらず、義不義を論せず、無縁の財を受く、是れ利欲に便なる道にて、先王の道に比すれば、甚だ行ひ易し、然れども先王の道には、義を守る者を君子とす、此道を知らざる者をは咎めず、一たび此道を聞いてより、義を好み、不義を惡む心生じて、おのづから釋氏の道の易きを羨まず、又釋氏の義不義を論ぜずして、人の施しを受くるは、易き様なれども、主ある財を見て、手を出しては、盜まざれども、心に其財をほしく思へば、是れを貧欲心と名づけて罪とす、貧を惡み富を欲するは人情なるに、是れを抑へて其念を起さざるは、甚だ難き事なり、是れ却て吾道に無き事なり、吾道の教は、以義制事といひて、只先王の義を以て、事の上を制して、放逸にせざるのみにて、心の内を責めざる故に、實は行ひ易きなり、然れば、以義制事、以禮制心といふ、仲虺の言を受用すれば、色欲も財利も、此身を沈溺すると能はず、是

れ純が安身立命の二つなり、純が安身立命かくの如し、此外はいふに足らず、富貴は固より願なれども、求めて得べきにあらざれば心を絶して求めず、少き時は身の不才を知らずして、名を求むる心ありしが名も成らずして年ふりぬ、近來は虚名の無益なることを悟りて更に求めず、今は却て名の成らざるを幸とす、天性疎拙にして、權貴の人に近づくと道を知らず、只今一二の諸侯貴人の召を蒙むるは、皆思ひよらざる値遇にて、我れより求めたるに非ず、再々として春秋を送り迎ふる内に、五十の年を過ぎて、老境に入りぬれば、壯年の時の客氣も去り心中の風波も定まるに近し、此後又如何なる事が有りて、大なる蔽惑の出來らんも知らざれども、今に於ては、孔子の道に少しも疑はしき處なく、青天白日の如くなれば、老莊楊墨より以下、諸子百家の道、釋氏の諸教、神仙の方術、宋儒の性理、王氏の良知、西洋の天主教、日本の三元神道、此等の種々の雜説、八面より蜂起して、惠施が辯舌、孟賁が勇力、盜跖が暴戾、西極の化人の幻術を以て、萬方曉諭すとも、吾が守る所を變

ぜしと思ふのみなり、是れ又純が安身立命なり、(同上)

春臺は又凡そ學者の工夫に三字の要訣あるをいひ、乃ち一に信、二に斷、三に勤を以て三字の要訣とせり、又彼れが學說の特色とも見るべきは聖學問答の中に痛く孟子を攻撃して寧ろ告子に左袒せる處にあり、彼れ横説豎説孟子の急處を衝く、其得意想ふべきなり、彼れ又孟子論二篇を作りて孟子を評論せり、(斥非の附録及び文集後稿卷の八を見よ)

彼れ又文論七篇を作りて古文辭の弊を通論せり、其第二篇の中に古文辭を目して糞雜衣となし、且つ論じて曰く、

苟も古人の體と法とを得て、以て辭を修せば、今言と雖も、猶ほ古言のごときなり、是れを我れより古を作すといふ、故に善く辭を屬するものは、これを古人に取りて、而してこれを己れが口より出だし、讀む者をして其古辭たることを覺らざらしむ、此れ其文理條貫、倫あり、要あるを以ての故なり、

春臺が此見解、反りて徂徠のそれに優れり、又彼れ「徂徠先生遺文」の後に

書して曰く、

徂○徠○先○生○命○世○の○才○絶○倫○の○識○を○以○て○古○道○を○發○明○し○先○王○の○道○仲○尼○の○教○
を○し○て○千○歲○の○下○に○彰○明○な○ら○し○む○其○功○こ○れ○よ○り○大○な○る○は○な○し○然○れ○ど○
も○其○人○奇○を○好○む○の○癖○あ○り○而○し○て○又○近○世○古○文○辭○家○の○言○を○悅○ぶ○故○に○其○
爲○る○所○の○文○法○度○の○外○に○出○づ○る○を○免○れ○ず○云○云、

と、洵に當れり、古文辭の弊は天明以後に至りて山本北山、龜田鵬齋、太田錦城等之れを痛論せしと雖も、春臺已に先鞭を着けたりといふべきなり、



第三 春臺關係書類

- 春臺先生墓碑 服部南郭
- 春臺先生墓誌 稻垣白島
- 春臺先生行狀 松崎觀海
- 先哲叢談〔卷之六〕 原念齋著
- 近世叢語〔卷之二〕 角田九華著
- 先哲像傳〔卷之四〕 原德齋著
- 野史〔卷二百六十〕
- 文會雜記 湯淺常山著
- 先哲年表
- 近代名家著述目錄
- 慶長以來諸家著述目錄
- 埋木花

儒學源流

古今諸家人物志

日本諸家人物誌

日本儒林譚(卷下)

儒林姓名錄

大日本史料原稿一卷

鑒定便覽

名家全書

日本名家人名詳傳

名家手簡

儒林傳 澁井大室著

大日本人名辭書

結 論

古學は文學復興(即ちルネッサンス)の結果として起れる研究にて、畢竟直に蹤を孔子に接せんとする向上的進修に外ならず、蓋し文學復興によりて、我邦の學者が一時に後世の學問の妄謬を看破せるに本づく、是れ獨り儒教に就いて然か言ふべきのみならず、又醫學に就いても、又國學に就いても、亦復古の精神あらずといふことなし、醫學に於ては後藤藤山、山脇東洋、吉益東洞の徒、復古を倡へ、國學に於ては、荷田春滿、賀茂真淵、本居宣長の徒、復古を倡ふ、恰も其の如く儒教に於ては、山鹿素行、伊藤仁齋、物徂徠の徒、復古を主張せり、是れ我邦思想發展の順序に於ては確に一步を進めたるものなり、此の如き復古の學を總稱して古學といふと雖も、或る意味にては寧ろ新規の學なり、尾藤二洲が「仁齋徂徠之徒皆自稱古學、所謂古者不從程朱之名耳、其說皆新奇、無謂何古之有、素餐錄」といふも、亦之れが爲めなり、少くも其宋儒以來の弊風を一掃して洙泗の淵

より溯るの要を喝破せるが如き、豈に新規ならずとせんや、然れども古學は終局のものにあらず、其故いかん、孔子は固より聖人として認容すべく、永く後人の品性修養上に裨益する所あるべけれども、智は孔子に盡き、徳は孔子に盡きたりといふを得ず、假令ひ實際智と徳とに於て孔子に優ること能はずとするも、其寫象する所は孔子の智徳より優るものあるなり、換言すれば、理想として孔子より優れる人格を構成するを得るなり、素行、仁齋、徂徠の徒が宋儒の人物と學問とを批評して更に之れより高且つ大なる理想を構成するを得しは、稱揚せざるを得ざる所なれども、何故に同一の精神を以て孔子の人物と學問とを批評せざりしか、今日よりして之れを言へば、孔子の人物と學問との如きも、宋儒のそれと同じく批評すべき點多々之れあるなり、孔子も後世可畏といへり、是れ後世の進歩測るべからざるを豫想して道破する所なり、然るに果して後世畏るべかりしや否や、若し孔子を盲信して崇拜を事とする以上は何の畏るべき所かある、夫れ智と徳とは、孔子の私す

る所にあらず、孔子の人物及び學問の如きも、容赦なく之れを批評し、孔子てふ特殊の人格以外に、理想的の智と徳とを追求すべきなり、凡そ學は眞理を研究するを目的とす、眞理は孔子より貴し、故に眞理によりて孔子を批評するを是とし、孔子の言によりて眞理を論定すべきにあらざるなり、要するに學として、孔子に復歸するよりは、寧ろ眞理を究明して之れによるべきなり、若し事此に出でば、必ず儒教の範圍を超越して、思想獨立の端緒を開き、國民哲學の基礎を成すを得べかりしならん、然るに素行、仁齋、徂徠の徒が比較的、批評的精神あるに拘はらず、單に孔子に復歸するに止まりて、遂に其れ以上に出づること能はざりしは遺憾なり、

古學派の人は徂徠一派を除くの外は皆孔子を以て理想となし、品性を修養して孔子の如くならんことを希望せざるはなし、徂徠聖人たらんことを學ぶの非を論ずれども、亦聖人の道を發揮するを以て任となす、是れ亦直に蹠を孔子に接せんとするものなり、素行といはず、仁齋とい

はず、徂徠といはず、古學派の人の眼中にありては、人格として孔子より偉大なるはなし、是を以て均しく復古を期せしなり、然れども今日にありて之れを思へば、偉大なる人格は、獨り孔子に限らず、又釋迦あり、基督あり、ソクラテス氏あり、其他カント、ダーウキン等の諸氏あり、試みに是等の人格を比較考察せば、必ず其長處短處あるを發見せん、故に是等數多の偉大なる人格に就いて、其長處を抽象し、打ちて一塊となし、以て理想的の人格となすに、若くはなし、史的人格は如何に偉大なるも、必ず何等かの短處あり、然れども、史的事實として、之れを變更すること能はず、但理想としては、此の如き短處を除き、思惟し得らるゝ、丈圓滿なる人格を構成するを得るなり、孔子の聖人たるは、固より否定すべからざるも、其科學思想を有せざるが如き、其權利思想を有せざるが如き、又其自由進歩の念に乏しきが如き、又其論理思想と哲學思想に乏しきが如き、之れを理想的人格に比すれば、皆缺點として、算へざるを得ざるなり、若し一向專念孔子を崇拜し、孔子を以て唯一の理想とし、動作云爲悉く之れ

に法らんと欲せば、必ず其短處を併せて、之れを模倣し、滔々相率ゐて、因襲俗を成し、遂に復た陋習を打破すること能はざるに至るべきなり、儒教の行はれし結果として、東洋文明が總べて其缺點を實現し來たれること、今は餘りに顯著なる事實となれり、此れに由りて、獨り孔子のみを以て今後の理想的人格とするの不可なること、推して知るべきなり、若し古來の史的人格中に就いて、之れを論せば、孔子の如く、缺點の寡少なるものは、殆んど他に發見すること能はざるべし、然れども、之れを抽象して構成せられたる理想的人格に比すれば、亦缺點の指摘すべきもの多々之れあるを見るなり、

抽象的觀念に乏しきものは、具體的の理想を要す、具體的の理想を要する以上は、孔子の如き史的人格を取るより外なきなり、然れども、孔子の如き史的人格を以て唯一の理想とする時は、徒に過去を回顧して、保守的退歩的となり易し、孔子の如き人格を實現せんとするに當りて、其實現せらるべき情態は、理想として、尙ほ將來にあれども、其實現せんとす

理想は過去の史的人格なり是故に一意其理想とする過去の史的人格に近寄りんとし其結果は進歩的にあらずして必然に背進的となるなり後世にありては何人も其投ぜられたる境遇時勢等孔子のそれと同じからざるが故に孔子の如くなるを能はず唯僅に孔子に似寄りたる處あれば理想の幾分をか實現せりとすべきのみ此の如くなれば古代に超駕して前進するが如きは思ひも寄らざるなり支那文明の進寸退尺月を追ひ歳を逐ふて墜落沈淪せしもの實に此に淵源すといふべきなり理想は抽象的にして將來にあるべきものなり是れを理想的の理想となす抽象的の理想は過去の史的人格の長處を集め新に我頭腦中に描出せるものなり此の如く描出せられたる理想は固より過去にありしことなし唯我頭腦中にあるのみ故に之れを實現するは唯將來にあるのみ然れども理想は認識と共に進化し經驗と共に發展するが故に之れを實現し了はるの時機あることなし若し之れを實現し了はれりとすれば進化發展は終結とならん然れども之れを實現するの時

機あることなきが故に進化發展に際限あることなし換言すれば理想は過去にあるにあらずして未來永遠にあるなり唯未來永遠にある理想のみ以て最高最大の理想となすべきなり此れに由りて之れを觀れば古學派の見解の倒逆せること眞に火を觀るよりも明かなり

然れども尙ほ一の注意すべき點あり何ぞや仁齋は四端と四徳即ち仁義禮智とを分ちて四端を内部的とし四徳を外部的とし四端を充養して四徳に合一するを得とせり然るに並河天民は四端と四徳とを合一し四端は即ち四徳四徳は即ち四端分ちて二となすべからざるを論せり天民の見解は孟子の旨意を得たるものにして仁齋の見解は孟子の旨意を得たるものにあらず故に孟子の四端四徳の說の解釋としては天民是にして仁齋非なり是れ固より論を俟たざる所なり然れども若し孟子を離れて之れを論せば仁齋已に稍深遠なる倫理上の問題に接觸し來たれるが如し彼れが内部的とするものはカント氏の所謂格法Maximeに相當し彼れが外部的とする者はカント氏の所謂道德的理法

Moralische Gesetze に相當す、而して此兩者は背反 Antinomie にして畢竟合一せざるべからざるものなり、委くは Der Kritik der praktischen Vernunft S. 119. を見よ、凡そ道德的行爲を創始する本源に就いて、古來是れを内部的とするものと外部的とするものと、二種あり、其内部的とするものは即ち自律 Autonomie を根柢とし、其外部的とするものは他律 Heteronomie を根柢とす、然るに仁齋は自律と他律とを調和せんとするが如き傾向あり、換言すれば、道德上の背反 Antinomie を除去せんと努力する者の如し、天民は四端と四徳とを合一し、論理上の撞着は一掃し得たりと雖も、未だ道德上の背反を除去し得たるものにあらず、徂徠は獨り他律のみを認容し、自律他律の關係いかんには、曾て思ひ及ばざるなり、故に道德上の背反 Antinomie に關する問題は仁齋によりて開始せられたりと雖も、未だ解決せられずして残り、然るに明治の今日となり、倫理學研究の漸く起らんとするに及んで、自律他律の議論亦將に騒然として、學界を動かし來たらんとす、道德てふ事實は獨り自己のみに關するものに

あらず、又均しく自己以外の同類に關するものなり、自己と自己以外の同類とは現象として差別せらるれども、過境の實在よりして之れを觀れば、本と何等の撞着もあるなし、是故に自己にあるものは、亦同類にもあり、同類にあるものは、亦自己にもあり、主觀的に自己にある道德は客觀的に同類にある道德と合一するを要するなり、其合一する所、即ち人道の因りて存する所なり、思ふて此に至れば、仁齋の着眼、殆んど燃犀の明ありといふべきなり、

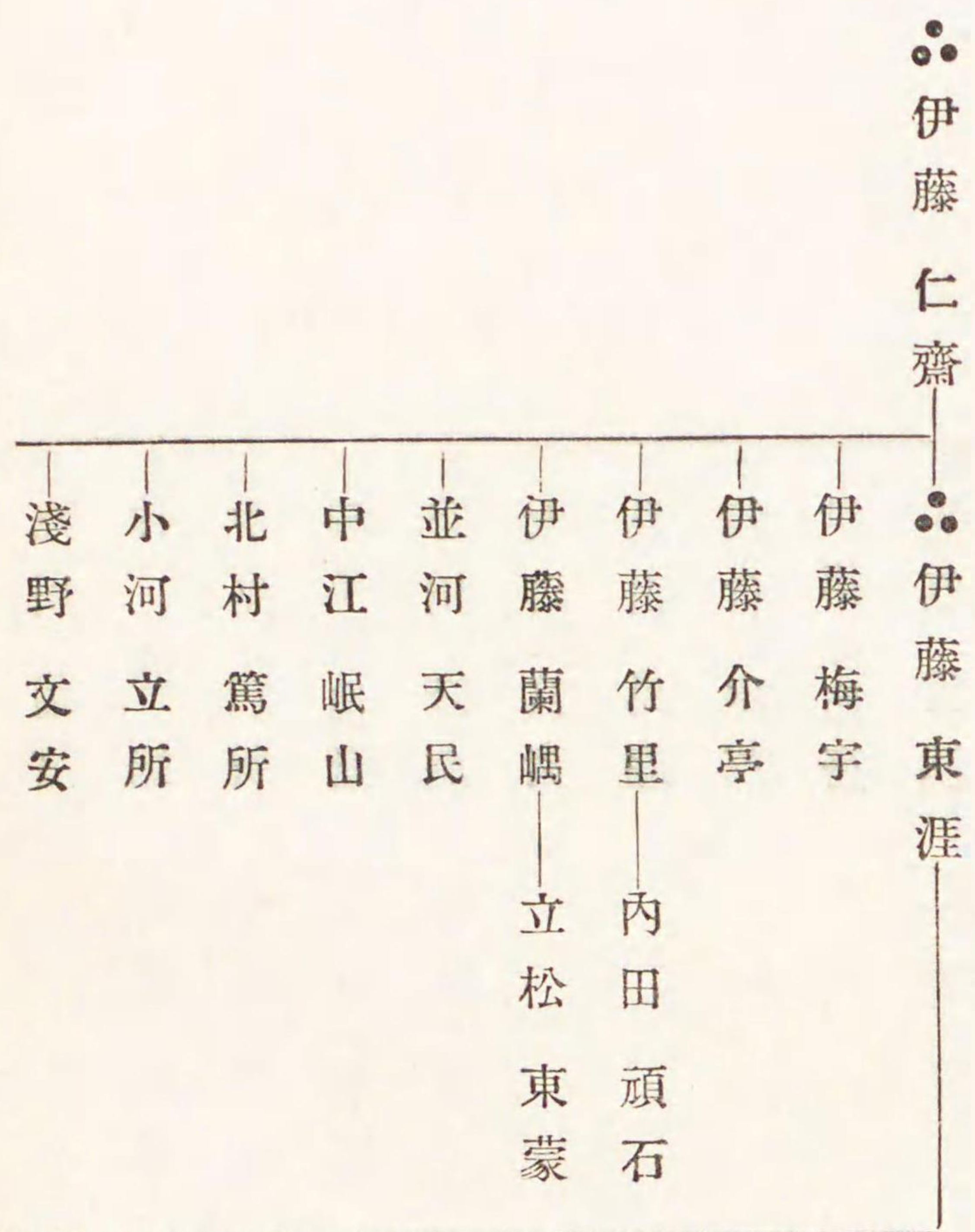
日本古學派之哲學終

學○者○は○多○く○學○び○た○る○も○の○な○り○、天○才○は○誰○れ○よ○り○も
 學○び○た○る○こ○と○な○く○、人○類○反○り○て○之○れ○よ○り○學○ぶ○も○の
 な○り、是○故○に○大○精○神○は○億○兆○の○人○類○中○、僅○に○一○人○を○生
 ず○る○位○稀○な○る○も○の○に○て、人○類○の○燈○明○臺○な○り、若○し○是
 れ○な○し○と○す○れ○ば、人○類○は○恐○る○べ○き○謬○見○及○び○蕃○風○の
 無○際○限○海○に○漂○ふ○べ○し、

シッペンハウエル

附録一

堀川學派系統(其重なるものを記す)



荒川蘭室	林義端	中島訥所	瀨尾用拙齋	香川修庵	大町敦素	鳥山見庵	渡會末茂	伊藤好節齋	笠原雲溪	松崎蘭谷	並河誠所	鶴田重定	陰山東門
------	-----	------	-------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------

荒木田霽寰	桂川浚泉	林景範	三重松庵	松岡恕庵	大石良雄	小野寺秀和	中島源造	稻若水	伊藤東所	奧田三角	青木昆陽	澤村琴所	山田麟嶼
			小野蘭山						伊藤東里	川田東岡	倉成龍渚	伊藤東峯	

安藤仕學齋	木村鳳梧	宮崎筠圃	原東岳	三谷南川	松波耐齋	廣瀨一峯	陶山南濤	穗積能改齋	谷麋山	朝枝玖珂	原雙桂	垣內熊岳	安原霽寰	伊藤輜齋
-------	------	------	-----	------	------	------	------	-------	-----	------	-----	------	------	------

松崎白圭	高養浩
------	-----



大事をなさんと欲せば、小さな事を怠らざるを、常大なる事を積りて、大となれば、凡そ小人の常大なる事を爲して、小さな事を怠り、出来難き事を憂ひて、出来易き事を勤めず、夫故終に大なる事をなす事あれば、譬へば百萬石の米と雖も、粒の大なる知らぬ故なり、譬へば百萬石の米と雖も、粒の大なるにあり、萬町の田を耕すも、其業は一畝づきの功にあり、千里の道も、一歩づき歩みて至る、山を作らざるも、一簣の土よりなる事を、明かに辨へて、勵精小なる事を勤めば、大なる事必ずなるべし、小さな事なる事を忽にする者、大なる事は必ず出来ぬものなり、

二宮尊徳

附録二

護園學派系統(其重なるものを記す)

●物徂徠

物金谷

物鳳鳴

東藍田 東鼇岳

本多猗蘭子

釋萬菴

餘熊耳

三浦竹溪

鷹見爽鳩

越智雲夢

秋元淡園

吉田孤山

五味釜川

栗原桶川

大鹽鼇渚

井上東溪

關口黄山

稻垣島

附録二

七二一

久津見華山	晁南山	晁玄洲	匹田九阜	柴山鳳來	安藤東野	山田麟嶼	岡井嶮州	田中蘭陵	石川大凡	板倉璜溪	根本武夷	山井崑崙	●●太宰春臺
大田南畝	熊坂台州	內田南山	金谷玉川	菊池衡岳		釋曉山	松崎觀海	堤有節	原尙賢	僧無相	太宰定保	渡邊藩菴	宮田金峯
			伊藤藍田										

小田村郎山	大野北海	芳村天仙	宇瀧水	守屋峩眉	土屋藍洲	木村蓬萊	高蘭亭	伊藤南昌	入江南冥	菅谷甘谷	平野金華	辻湖南	木下蘭阜
		本田莊藏		坂本天山		稻垣白巖	橫谷藍水	唐橋君山	熊坂台州	橋本樂郊	戶崎淡園	熊坂盤谷	
		伊藤鏡河											

板倉蘭溪	和智東郊
板倉龍洲	瀧鶴臺
谷元淡	林東溟
田中冠帶	津田東陽
宇野士朗	田坂灞山
篠崎東海	山根華陽
	小田村郎山
	小倉鹿門
山縣周南	仲子岐陽
	窪井鶴汀
	(是爲長州十才子)
	增野雲門
	三浦清陰
	田中相江

餘熊耳	市川鶴鳴	藤南豐	田中江南	立原翠軒	阪本天山
山縣子祺	滕子萼	秦貞父	永富獨嘯菴	龜井南冥	
			餘蘭室大竹麻谷		
			長坂圓陵		
			石金瀨濱		
			岳東海		

(以下私淑)

鈴木澶州	孔生	滕鳳湫	菅沼東郭	菅沼西陵	住江滄浪	水足博泉	水足屏山	越智平菴	成島錦江	奧貫友山	板倉復軒	釋大潮	松崎白圭
------	----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------

石島筑波	山本友石	莊田子謙	鵜殿本莊	片山兼山	服部多門	藤澤東暎	野田石陽	岡野石城	江上蒼洲	龜井南冥	龜井昭陽	齋藤芝山	原古處	龍草廬	松村梅岡	山內琴臺	赤松太廈
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	------	------	------

片山兼山(唱三折 裏學二)

新井滄洲	佐維章
原田東岳	藤元充
安達清河	繩惟直
齋宮靜齋	松芳文
湯淺常山	伊藤鏡河
熊本華山	清水江東
宮瀨龍門	宇野東山
源乘富	
望月三英	高葛波
松村貞吉	奧貫友山
宇井默齋	
福島松江	石井鶴山
葛島石	澤村琴所
姥柳有莘	

佐藤周軒	千葉芸閣
秋山玉山	
<small>(文學子 林鳳岡)</small>	
平賀鳩溪	野村東皐
	種村箕山
	西川國華
	松平寒松子
	奧山華嶽

人を鎔鑄陶治せんと企圖する前に當りて之れを記憶せよ、自ら其人となり居ることを要す、自らに於て其提出せんとする所の例を發見せざるべからず、

ジアン、シヤツク、ルン

自然の目的は衆人皆眞理を看破するにあらずして、反りて眞理は或るものによりて看破せられ、而して傳説によりて保守せらるゝものと思惟すべきなり、
エルテスト、ルナン

附録三

古學派生卒年表 (西曆による)

山鹿素行	一六二二	一六八五
伊藤仁齋	一六二七	一七〇五
平井東川	一六四二	一七一五
小野寺秀和	一六四三	一七〇三
緒方維文	一六四五	一七二二
北村篤所	一六四六	一七一八
小河立所	一六四九	一六八八
磯野竹嚴	一六五四	一七〇八
荒川天散	一六五四	一七三五
中江岷山	一六五五	一七二六

稻生若水	一六五五	——	一七一五
松岡恕菴	?	——	?
伊藤好節齋	一六五七	——	一七二七
笠原雲溪	?	——	?
中島浮山	一六五八	——	一七二七
林義端	?	——	?
香川修庵	?	——	?
大町敦素	一六五九	——	一七二九
大石良雄	一六五九	——	一七〇三
田中冠帶	一六六二	——	一七二九
伊藤木庵	一六六三	——	一七二九
鳥山見庵	一六六四	——	一七一—
渡邊元安	一六六四	——	一七二二
板倉復軒	一六六五	——	一七二八

田中東泉	一六六五	——	一七三二
三谷南川	一六六六	——	一七四一
鶴田重定	?	——	?
荒木田霽寰	?	——	?
物徂徠	一六六六	——	一七二八
並河誠所	一六六八	——	一七三八
陰山東門	一六六九	——	一七三二
伊藤東涯	一六七〇	——	一七三六
物北溪	一六七〇	——	一七五四
越智平菴	?	——	?
松崎蘭谷	一六七四	——	一七三五
渡會末茂	一六七五	——	一七三三
三重松菴	一六七四	——	一七三四
宇都宮圭齋	一六七六	——	一七二四

入江南冥	一六七六	一七六五
芳村天仙	?	?
大野北海	?	?
板倉蘭溪	?	?
板倉龍洲	?	?
谷元淡	?	?
湯河東軒	一六七八	一七五八
並河天民	一六七九	一七一八
太宰春臺	一六八〇	一七四七
木下蘭阜	一六八一	一七五二
辻湖南	?	?
伊藤南昌	?	?
松崎白圭	一六八二	一七五三
淺野文安	?	?

菅沼東郭	一六九〇	一七六三
成島錦江	一六八九	一七六〇
三浦竹溪	一六八九	一七五六
平野金華	一六八八	一七三二
山縣周南	一六八七	一七五二
篠崎東海	一六八六	一七三九
澤村琴所	一六八六	一七三九
越智雲夢	一六八六	一七四六
伊藤介亭	一六八五	一七七二
安藤東野	一六八三	一七一九
伊藤梅宇	一六八三	一七四五
中島源造	?	?
林景範	?	?
桂川浚泉	?	?

鷹見爽鳩	一六九〇	一七三五
水足屏山	?	?
本多忠統	一六九一	一七五七
住江滄浪	一六九一	一七二八
柴山鳳來	一六九二	一七七一
板倉瓊溪	?	?
石川大凡	?	?
伊藤竹里	一六九二	一七五六
服部南郭	一六九三	一七五九
守屋峩眉	一六九三	一七五四
伊藤蘭嶼	一六九四	一七七八
滕鳳湫	一六九六	一七六五
菅谷甘谷	一六九六	一七六四
餘熊耳	一六九七	一七七六

木村鳳梧	一六九七	一七七二
青木昆陽	一六九八	一七六九
根本武夷	一六九九	一七六四
釋大朝	一六七六	一七六八
釋萬菴	?	一七三九
秋元淡園	?	?
吉田孤山	?	?
田中蘭陵	一六九九	一七三四
岡井嘸州	?	?
匹田九皐	一七〇〇	一七三九
晁玄洲	?	?
物金谷	一七〇三	一七七六
奧田三角	一七〇三	一七八三
小田村郎山	一七〇三	一七六六

高蘭亭	一七〇七	一七五七
安原霖寰	?	?
垣内熊岳	?	?
朝枝玖珂	?	?
谷廉山	?	?
穗積能改齊	?	?
水足博泉	一七〇七	一七三二
孔生駒	一七一二	一七五二
山田麟喚	一七一二	一七三五
宇瀧水	一七一三	一七七六
陶山南濤	?	?
廣瀨一峯	?	?
松波酌齋	?	?
安藤仕學齋	?	?

小河德所	?	?
龍草廬	一七一四	一七九二
鈴木澶洲	一七一五	一七七六
高養浩	?	?
木村蓬萊	一七一五	一七六五
土屋藍洲	?	?
晁南山	?	?
久津見華岳	?	?
原雙桂	一七一八	一七六七
宇野士朗	?	?
山内琴臺	一七二四	一七四六
松村梅岡	?	?
松崎觀海	一七二五	一七七五
立原東蒙	一七二六	一七八九

原東岳	一七二九	一七八三
伊藤東所	一七三〇	一八〇四
柴山豫章	一七三〇	一七六七
内田頑石	一七三六	一七九六
物青山	?	?
齋藤芝山	一七四三	一八〇八
龜井南冥	一七四三	一八一四
岡野石城	一七四五	一八三〇
倉成龍渚	一七四八	一八一二
物鳳鳴	一七五五	一八〇七
川田東岡	?	?
伊藤東里	一七五七	一八一七
野田石陽	?	?
龜井昭陽	一七七三	一八三六

伊藤東峯	一七九九	一八四五
藤澤東咳	一七九三	一八六四
土井黎牙	一八一七	一八八〇

(以上本書中に見えたる重なる者を擧ぐ)

在○朝○廷○公○所○暨○於○衆○會○廣○坐○之○中○則○雖○衆○人○不
能○爲○放○恣○唯○在○閨○門○之○中○恐○自○欺○欺○人○之○行
多○若○內○行○不○慎○唯○於○外○邊○而○謹○厚○焉○者○皆○爲
虛○飾○故○君○子○之○道○慎○內○行○爲○先○中○庸○曰○君○子
之○所○不○可○及○者○其○唯○人○之○所○不○見○乎○

貝原益軒

附録四

第一 我國古學派の特色

我が日本に於ては古學派が徳川時代に三派を成して興つたのである。第一は山鹿素行の學派。是れは武士道學派となつたのである。第二は伊藤仁齋の學派。是れは古義學派と稱せらるゝのである。第三は物徂徠の學派。是れは古文辭學派と稱せらるゝのである。此外考證學派なるものがある。是れも古學派と云へば古學派であるけれども、是れは姑く別派として論ずるのである。

斯様に古學派に三派がある。此三派は固より共通點を有つて居る。それは何れも宋明の理學に反對して居る。朱子陽明等の學を取らぬのである。さうして原始儒教に立返つて直ちに迹を孔子に接しやうと努力して行く。即ち何れも復古儒教である。原始儒教を復活しや

うと云ふのである。其大體の態度に於ては三派共一致して居る。其れのみならず、三派を通じて餘程活動主義が勝つて居る。さうして何れも大に實際的の方面がある。

山鹿素行の古學は最も日本化したのである。二千歳不傳の統を嗣ぐと云ふ考で、直ちに迹を孔子に接して興つて來たのであるが、併乍ら其儒教なるものは最早支那の儒教でない。儒教をすつかり日本風に同化して武士道の精神を以て之を運用する立場を取つたのである。さうして國體の考、神道の考、尊王の考、是等が最も重大なる價值を有して居る次第である。物徂徠の古學は最も支那風の色彩を帯びて、素行の其れと大に違つて居る。日本の色彩は何處にあるかと思はるゝ程である。徂徠は出來得る限り日本の色彩を避けて、純然たる支那古代の原始儒教を研究し、其精神を傳承する心懸である。此點に於ては徂徠は素行と正反對に立つて居ると謂つても宜いのである。即ちダイヤメトリカリ・オツポーズの状態が見えるのである。此間に

立つて仁齋は稍、兩者の中間を占めて居る様な感がする。仁齋は徂徠ほごに支那風の一方に偏したと云ふ譯でない、大分日本風の處がある、さうして日本の國體を尊ぶ精神もある。詩も作つたけれども、歌も大分作つたやうな次第で、餘程日本の方面もある。其子の東涯に至つては、日本の制度なども随分細かに研究することを懈らなかつた様な次第で、大體から言ふと、ごうやら素行徂徠の中間に在るやうな有様が見える。けれどもごちらかと云ふと支那風が勝つて居る。更に學說の上から見ると又斯う云ふこともある。道と云ふことの觀念に於ては素行と仁齋と殆ど一致して居る。素行はやはり仁を重んじたものである。即ち情の方面から道を觀たのである。仁齋も仁義を以て道と爲すと云ふやうな考で、餘程情の方面から道を觀るやうな處があつて素行と同一轍に出て居る。所が徂徠は、禮樂を以て道と爲すと云ふのであるからして是れは大分違ふ。それから天地は始無く終無しと、斯う素行は考へたのであるが、此點に於ても仁齋は素行と同じ考を懷

いて居つた。素行と仁齋との間に幾多の共通點を見出すことが出来る様である。

所が仁齋と徂徠とは又或點に於ては正反對になつて居る。仁齋は經濟なんと云ふことは道德と兩立しないものであるとして、斥けて取らない。徂徠はなか／＼政治經濟の方に考があつて、寧ろ之を重んじた方である。さうして徂徠は功利主義を懐いて居る。所が、山鹿素行がやはり功利主義に傾向して居る。其功利主義と云ふ方面から觀ると素行と徂徠とは自然に一致して來るのである。徂徠は素行の事を知つて居つたのであるから、仁齋に負ふ所がある様に、素行にも負ふ所があつたのではなからうかと疑はれる位である。又素行は武士道學派であるから、無論兵學などは其主とする所で、新に兵學の一派を開いた位である。所が徂徠も亦兵學を講じた。さうして『鉛録』と云ふものを著して居る。其處になると素行と徂徠とは亦相似た所のあることを認むるのであるが、併し徂徠の兵學なるものは日本化した點が少い。

素行の様に武士道の精神を以て兵學を説いて來る様な所が見えない。それであるから其似た中に又異なる所がある。

素行と徂徠とは孰れも國家的觀念が非常に勝つて居る。此點に於ては仁齋は餘程違ふ。仁齋にまるで國家的觀念が無かつたとは謂ひ難いけれども、併し其主となる所ではなかつた。仁齋の説く所は個人道德に在つたので、法律、經濟、政治と云ふやうな方面から説いて來るとは全然無いと謂つてもよい。全く個人道德を主として説いたのであつて、自から個人本位の觀念が勝つて居る様に思はれる。所が、素行と徂徠とは團體本位即ち國家社會の立場から觀る觀念が勝つて居る。而して素行は日本と云ふ此國家社會を土臺として道德を説く。徂徠に在つても國家社會の觀念は其主とする所となつて居るけれども、日本と云ふ此國家社會を主として説いた様な所は餘り見えない様である。徂徠はあまりに支那的に總てを説くやうな傾向が勝つて居る。若し徂徠が極く實際の事を説くに當つては幕府を主として説いたの

である。其點に於ては素行が皇室を中心として説いた精神と大に逕庭があると思はれるのである。

要するに、日本に於ける古學の三派はそれ／＼特色があつて、比較對照すればなかく面白く思はれる。今は其最も顯著なる特色を擧げて之を論ずるに止めて置くのである。

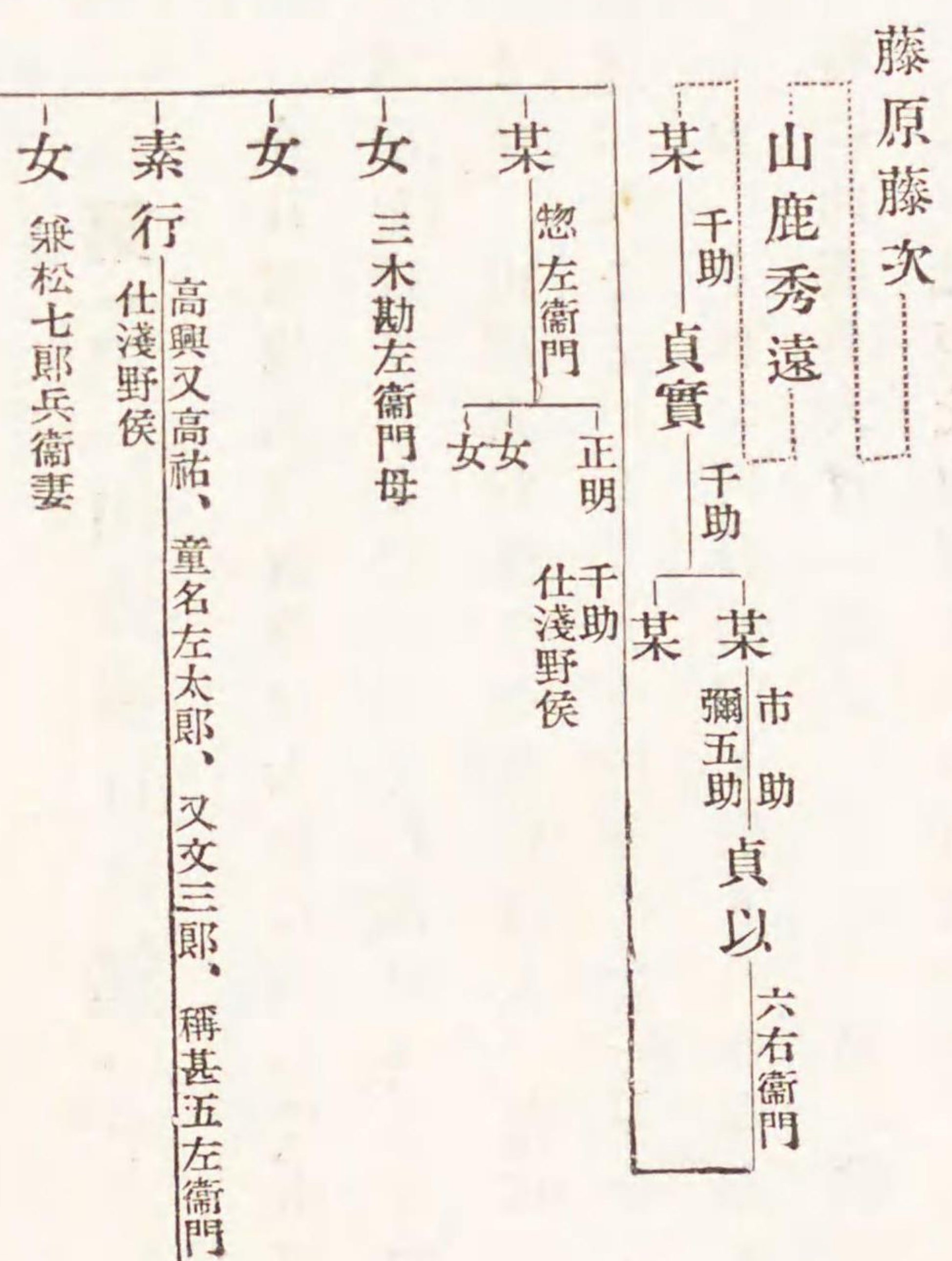
第二 山鹿素行に就いて

今日贈位先哲祝典の大會に際して、山鹿素行先生の事に付て一場の講演を致すことになりましたのは、私の大に光榮とするところであります。山鹿素行先生の事に付ては、是迄或は演説に或は雜誌に何回も述べたことがあります。それを一々今日繰返すと云ふ譯には參りませぬ。それに何分時間も限りのあることでもありますからして、今日は特に此祝典大會に適切であると思ふ點だけを御話することに致しました。先づ此山鹿素行の祖先の事、それから素行の一代の事に付て極く簡単に要點だけを擧げて御話致しまして、それから更に素行の學問の系統に付て少しく御話を致しませう。さうして最後に素行の日本の學術界及び精神界に於ける地位に付ての所感を述べやうと云ふ考でございます。

山鹿素行は徳川時代の多くの學者の中に於て、一種特別の地位を占

めて居る人であります。さうして其性行及び學問等も亦自から一異彩を放ちて居るのであります。それは矢張其祖先の遺傳及び幼少の時の教育等が大に關係して居るやうであります。先づ此祖先の事からザツと御話をして見やうと思ひます。

山鹿家系略圖



義昌 童名猪助、稱四郎左衛門 仕松浦侯

女

興信 初高恒、又政實、稱八郎左衛門 實兼松七郎兵衛子

女 名龜、興信妻 高美 五世孫 高補 六世孫、實七世孫 號素水

女 名鶴、嫁津輕 津輕耕道軒

高基 萬助 號慶泉 仕淺野侯

此山鹿家系略圖と云ふものは私がザツと拵へましたので、精細に拵へますことは随分面倒でもありますし、又今日の演説の爲にはさう精密なものを拵へる必要もないので、是れで大體分るのであります。此系圖は重に『山鹿素行日記』と云ふものに據つて拵へました。是ればかりではありませぬが重に此『山鹿素行日記』に據りましたので、近頃平戸の方から取寄せて大學の史料編纂掛で寫させたのであります。此

日記に據りますと山鹿素行の先祖と云ふものは藤原藤次と云ふ人で此藤原藤次は天慶年間の人でありまして、彼の平將門を征伐した藤原秀郷所謂倭藤太秀郷の弟であります。此藤原藤次と云ふ人は筑前の山鹿と云ふ處に居りました。筑前の山鹿と云ふ處は今に矢張山鹿と稱して居りますが、此處は昔神功皇后が三韓征伐の時に船を繋がれた處と言ひ傳へて居ります。其處に居りましたところからして遂に山鹿氏を稱ふることになりました。此山鹿に居りまして遂に山鹿城を築き、代々筑前守となつて居りました。

それからして其子孫がずつと續いて居りましたので此藤原藤次から山鹿秀遠と云ふ人迄の間がまだ何代かありますが、それは能く分りませぬ。けれども何代かを経て山鹿秀遠と云ふ人に至りました。此時が丁度壽永年間で、彼の源平二氏の戦がありました。平氏が戦に負け、段々九州の方に移つて行つたときに、此山鹿秀遠なる者が三千の兵を率ゐて平氏を援けた。是れが九州第一の精兵であつたのでありま

す。殊に安徳帝を奉じて一時山鹿の城に據つたと云ふことである。併ながら到頭平氏の方が段々敗北して滅ぼされることになりましたからして此山鹿秀遠なるものも矢張彼方此方で戦ひましたけれども到頭旨く往かないで、子孫は一部分は伊勢の方に残りますし、一部分は筑前に歸つたと云ふことであります。秀遠は伊勢で亡くなりまして、子孫は二箇所に分れて、伊勢にも残つた者がありましたから、今日伊勢に山鹿氏を名乗つて居る者がまだあるかも知れませぬ。他は筑前に行きました。一説には肥後にも行つたと云ふのでありますけれども、肥後の山鹿と云ふのは全く歴史が違つて居るやうであります。肥後に山鹿と云ふ處があるので往々人が混同しまするけれども、あれではない。それは唯一説として此日記にも擧げてあるだけであります。それで、此山鹿秀遠の子孫で伊勢の方に居つた者が某通稱だけあります。それから貞實と云ふ者が伊勢に居りました。そこで此秀遠から千助迄の間は直接の系統ではない。其間には何人かあつたもの

と見えますが、それは分りませぬ。某千助から貞實。斯う云ふ工合に
なりました。それで此貞實と云ふ人が矢張ナカ〜尋常ならざる人
でありました。此日記に據りますと貞實は天文年間に居つた人であ
りますが、十五歳の時に自分の父の仇を討つた人でありまして、當時の
人が皆其武勇を賞して居つた位であります。そのみならず種々武勇
の事蹟があります。壯年の時に及んでは、又瀧川一益と云ふ彼の有名
な織田信長の家來と親密なる交をなして居つた人でありまして、此一
益と云ふ人が嘗て貞實の助を得て人を殺したことがあまりす。其時
一益が遠方から窺つて鐵砲で殺さうとして居つた時に、貞實が直ちに
刀を抜いて斬つてしまつたと云ふやうなことで、武勇を以て名高い。
一益も貞實の武勇に感服したと云ふことであります。其外にも同じ
やうな事があります。矢張人の爲に豊島某と云ふ者を殺したることな
どもありまして、當時の人はひどく貞實の武勇を歎賞して居つたと云
ふことであります。此貞實に某某と云ふ二人の子がありまして、二人

の某と云ふ者に市助彌五助と云ふ二人の子があります。此市助の子
に六右衛門貞以と云ふ人があります。是れが丁度山鹿素行の親に當
るので、此貞以と云ふ人がナカ〜尋常ならざる人でありました。矢
張此人もどう云ふ譯か同輩を殺したことがあります。理由はどうも
分りませぬが、伯耆の國で同輩を殺して會津に逃げて行きました。會津
侯に仕へて居りました。それで山鹿素行先生も生れは會津でありま
す。此貞以と云ふ人は後に種々事情があつて江戸に出て参りまして、
修玄庵と稱して醫者を致して居りました。此修玄庵の石碑は宗參寺
にあります。其石碑は山鹿素行が書いて居ります。深く親を賞讃し
た文章が刻してあります。即ち是れが貞以のことです。處が
此貞以の子が八人あります。それで素行と云ふ人には兄弟が八人あ
りました。一番の兄さんが惣左衛門と云ふ人で、是れは折々素行の事
を研究すると出て來る人です。それから弟に義昌又は義行と
云ふ人があります。是れは童名を猪助と名乗りました。此外に通稱

が二つもあります。四郎左衛門又は三郎左衛門と云ふ名の出て來るのは此人の事と思ひます。此人は松浦侯に仕へた人であります。此人の事は學系の方で御話を致しませう。先づ斯う云ふ家柄で先祖を見るとなか／＼武勇の人が出て居る。歴史上著名なる人が出て居るので、段々研究すると面白い事が次第に現はれて來るのであります。そこで此處に兼松七郎兵衛の妻と云ふのがありますが其子が即ち興信であります。山鹿素行の子供を見ますと四人あります。娘が二人ありまして長女を龜と云ひ、次女を鶴と云ひます。此興信と云ふ人は養子で、實子ではありません。素行の本當の男子と云ふのは此高基と云ふ人一人で、興信と云ふのは兼松七郎兵衛の子であります。素行が之を迎へて養子として長女の龜と云ふ人に配はせたのであります。それで宗參寺の墓を見ると興信と高基の名が石碑の裏に刻してあります。さう云ふ關係になつて居ります。それから素行の弟の義昌と云ふ人も松浦侯に仕へたので、其子孫は矢張平戸の方にあるのであり

ます。此興信と云ふ人が素行の養子になつたのは、實子の高基と云ふ人がまだ小さくして、後繼に容易になれないからそれを迎へて養子にしたのであります。マア概略斯う云ふ系統であります。

それから此處に高美と云ふ人がありますが、是れは素行の五世の孫でありまして、此人にも矢張著述があります。是れは學系の方で説明致しませう。それから其次が高補と云ふ人があります。是れは六世の孫です。實は七世の孫ですけれども、此人は高美の學問を直ちに繼いだと云ふので、自から六世の孫と云うて居るのであります。山鹿素水と云つて江戸に塾を開いて兵學を教授して居つた人であります。素行の長女を龜と云ひ、次女を鶴と云ふので、姉妹に龜鶴と云ふ目出度い名が命けてある。此次女の子に耕道軒と云ふ人が出て居ります。そこで素行はどう云ふ人であつたか、素行の事は諸君も詳しく御存じであらうと思ひますから、極く簡単に注意すべき要點だけを御話致します。素行は前の系圖に書いてある通り色々な名があります。其

頃は名を度々變へても宜しいのでありましたから、色々名が付けてあります。童名は左太郎又の名は文三郎。通稱は甚五左衛門。淺野侯に仕ふ。此素行は元和八年八月二十六日に會津に生れたのであります。其頃は丁度徳川時代の初めの頃で泰平の世でありましたから、學者が大勢出て居ります。木下順庵と僅か一年違ひであります。それから熊澤蕃山に後るゝこと三年、山崎闇齋に後るゝこと四年であります。さうして貞享二年九月二十六日に享年六十四歳にして江戸で病歿されたのであります。さうして牛込の榎町の宗參寺に葬りましたので、今でも彼の寺に墓があります。

此山鹿素行と云ふ人はどう云ふ教育を受けた人か一寸其事を御話して置きませう。素行は會津に生れた人ではありますが父の貞以即ち修玄庵が江戸に出て來た時に、一緒に江戸に附いて來ました。其時が素行の三歳の時であります。江戸に來てからどう云ふ教育を受けたかと調べて見ますと、此人は妙な事があります。榎町の濟松寺と云ふ

寺の祖心尼と云ふ尼さんに養はれたのである。此祖心尼と云ふ人はナカノ、えらい尼さんで、三代將軍に仕へて善く遇せられた人であり、ますが、元と祖心尼と云ふ人は出も宜うございますし、ナカノ、聰明なる女子で學問も可なり有つた人と見えます。彼の春日局と同じ仲間、徳川家に餘程能く用ゐられた人でありました。それらの關係からして終には幕府から矢張俸給を貰ひまして、さうして彼の濟松寺と云ふ寺も、特に祖心尼の爲に建てられたものと見える。素行は幼年の折此濟松寺に居つて祖心尼に養育されたのであります。ナカノ、聰明なる女子の手に依つて養育を受けたから、其結果は餘程宜しかつたやうに思はれます。それらの事は日記にはどうも見當りませぬけれども、祖心尼の關係は『配所殘筆』の中に大分詳しく見えて居ります。それからして九歳の時には林羅山の門に入りました。林家の學問の系統であります。それから十五歳の時には、小幡勘兵衛及び北條氏長と云ふ當時の有名なる兵學者に就いて兵學を學んだ。それは學系圖を

御覽になると分ります。此學系は後に説明しますが、小幡勘兵衛、北條氏長の二人に就いて學んだ。それから其他神道、歌道、佛法等をそれれ當時の有名な先生に就いて學んだのであります。神道は高野山の僧光宥及び廣田坦齋と云ふ者に就いて學んだ。亦歌道も廣田坦齋に就いて學びました。佛法は日本に來ました隱元に會つて問答したなど云ふことがあります。其他種々なる方面に亘つて當時の學問を研究したのであります。さう云ふ次第でありますから、幼少の時に已に學問の素養は餘程あつた譯であります。

それで餘程早く幕府にも知られまして、殊に祖心尼の關係からのやうであります。三代將軍家光に用ゐられさうでありました。其精細なる事情は『配所殘筆』の中に見えて居ります。併ながら不幸にして素行が將に幕府に用ゐられやうかと云ふ時に、三代將軍が逝去された爲に、遂に其事が旨く參りませぬ。其後素行は段々學問の方に力を盡して、遂に彼の有名なる『聖教要録』と云ふ書物を著はしました。それを出

版したのが一生の禍を買ふ原因になりました。

『聖教要録』は御存じでもありませんが、三卷になつて居りまして、瑣々たる小冊子で一寸それ程に思はれませぬけれども、當時にあつては餘程それが周圍に刺激を與へたのであります。それと云ふのは當時幕府の教育主義と云ふものは朱子學となつて來て居りました。殊に此素行は林家の教育を受けた人で朱子學の系統を引いて居ります。それに拘はらず聖教要録を著して朱子學を攻撃した。それと同時に古學を主張し始めたのであります。朱子學は儒教の眞面目を得て居るものではない。孔子の學問の正脈ではない。あれは餘程佛教の這入つて間違つたものになつて居る。それで孔子の教の眞面目に立返らなければならぬ。即ち原始儒教に立返らなければならぬと云ふので、自分の學問の系統を直に孔子に接して起つて來たのであります。それと同時に痛く朱子學を攻撃したのでナカク、鋭い言葉が『聖教要録』に用ゐてあります。是れが大變な刺激を與へた。是れが素行の一生

の禍を買ふ原因になつたのであります。『聖教要録』と云ふ不届なる書物を著したと云ふので、到頭赤穂に流されることになつたのであります。さうして其書物は滅版になつてしまひました。其時に一旦版にした書物が稀に遺つて居ります、例へば東京高等師範學校には古い版があります。此山鹿素行が赤穂に流されたのは勿論『聖教要録』の爲であります。其外にも裏面の事情が幾らかあつたものと思はれます。けれども如何に裏面の事情があつても、正面から見れば此『聖教要録』が赤穂に流される重なる理由で、又案外此理由が當時に於て強かつたと考へられます。

さうして朱子學と云ふものが幕府の教育主義でありましたが、幕府ばかりではない。當時世の中で最も勢力を有して居つたのは朱子學でありました。藤原惺窩が朱子學を唱へて以來、其門下には林羅山其他有名の學者が輩出しまして、さうして世の中には朱子學が十分勢力を張つて居る時代であります。其時代に於て朱子學を攻撃した爲に、

ナカ／＼容易ならぬ事となつて來ました。それに朱子學派の人が丁度三代將軍家光の亡くなられた後に幕府に勢力を持つて居りました。それは他ではありませぬ。當時幕府に於て執政の地位に立つて居つた人で保料正之と云ふ人でありますが、此人は深く山崎闇齋を尊崇した人で、山崎闇齋の門弟子と云つて宜い人であります。それで山鹿素行の『聖教要録』が、ナカ／＼強く此保料正之の感情に觸れたに相違ない。さうしてどちらも其學問の違つて居ることを能く知つて居つたのであります。『配所殘筆』を見ると山鹿素行が保料正之の學問に付て答へたことが載つてあります。容易に答へなかつたけれども、強ひて問はれて學問の筋が餘程違つて居ると答へた。それで山鹿素行の學問は保料正之のと氷炭相容れざる性質の者であります。それで『聖教要録』が意外の禍を齎らしたと云ふことは怪むに足らぬのであります。其他にも幾らか裏面の理由があつたと思はれる。彼の由井正雪が亂を企てたのは、素行が『聖教要録』を世に出した時より十六年前の事であり